

阿波市
障がい者計画（第2次）・
障がい福祉計画（第3期）

平成24年3月

目次

第1部 計画の策定にあたって	1
第1章 計画策定の趣旨	3
1. 計画策定の背景.....	3
2. 障がい者福祉計画（障がい者計画・障がい福祉計画）の法律的根拠.....	4
3. 障がい者計画と障がい福祉計画の関係.....	5
4. 計画の推進体制.....	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
1. 人口・世帯の推移.....	7
2. 障がいのある人の動向.....	8
3. 身体障がい・知的障がいのある人の等級別の動向.....	10
4. 3障がい種別の年齢構成.....	11
5. 身体障がいのある人の部位別構成.....	11
6. 精神障がいのある人の動向.....	12
第3章 計画の基本課題	13
1. 安全・安心の確保.....	13
2. 利用者本位の生活支援.....	13
3. 生きがいの体感できる環境づくり.....	13
第2部 障がい者計画	15
第1章 計画の基本方向	17
1. 基本理念.....	17
2. 基本方針.....	18
3. 施策の体系.....	20
第2章 計画の内容	21
基本方針1. 福祉意識の啓発と広報の推進.....	21
1. 広報・啓発活動の推進.....	21
2. 福祉教育の推進.....	23
3. 地域交流の推進.....	26
4. ボランティア活動の推進.....	28
基本方針2. 生活支援体制の充実.....	30
1. 権利擁護の推進.....	30
2. 在宅・日中活動支援の充実.....	32
3. 居住の場の整備・確保.....	35
4. 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実.....	37
5. 相談支援体制の充実.....	39

基本方針 3. 安全・安心な生活環境の確保.....	41
1. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進.....	41
2. 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実.....	43
基本方針 4. 教育・育成の充実.....	46
1. 早期療育・障害児保育の充実.....	46
2. 障がいの特性に応じた教育の推進.....	48
基本方針 5. 雇用・就業の支援充実.....	50
1. 就労の場の確保.....	50
2. 総合的な支援の充実.....	51
基本方針 6. 保健・医療体制の充実.....	53
1. 障がいの早期発見体制の充実.....	53
2. 医療・リハビリテーションの充実.....	55
基本方針 7. 情報提供・コミュニケーション支援の充実.....	58
1. コミュニケーション手段の充実.....	58
2. 情報提供体制の充実.....	59
第3部 障がい福祉計画.....	61
第1章 サービスの利用状況と課題.....	63
1. 障害福祉サービスの利用状況と課題.....	63
2. 地域生活支援事業の利用状況と課題.....	66
第2章 数値目標等の設定.....	69
1. 平成26年度における目標値.....	69
2. 障害福祉サービス.....	71
3. 地域生活支援事業.....	74
4. サービスの内容.....	77
第3章 障がい児支援のための計画的な基盤整備.....	83
資料編.....	85
1. 計画の策定経過.....	87
2. 阿波市障がい者計画・第3期障がい福祉計画策定委員会名簿.....	88
3. 阿波市障害者計画・第3期障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	89

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

阿波市においては、平成19年3月に、障害者基本法に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な計画である「阿波市障害者計画」（平成18年度～平成23年度）を策定すると同時に、障害者自立支援法に定める「阿波市障害福祉計画」（平成18年度～平成20年度）を策定し、平成21年3月には、「阿波市障害福祉計画（第2期）」（平成21年度～平成23年度）を策定し、「ノーマライゼーション・リハビリテーション^{*}」を基本理念に、障がい者施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

障がい者施策をめぐっては、国において、平成18年に国連総会で採択された「障がい者の権利に関する条約」の批准を見据えて、平成21年からの当面5年間を制度改革の集中期間とし、全国務大臣からなる「障がい者制度改革推進本部」を設置するとともに、「障がい者制度改革推進会議」、「同・総合福祉部会」による障がい施策全般にわたる制度改革に向けた協議が精力的に進められています。

平成22年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」が公布され、この整備法により、障害者自立支援法等に関連して、利用者負担・障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化及び地域における自立した生活のための支援の強化などの改正がなされました。

また、平成23年8月には、障がい者の定義を見直し、社会的な障壁を取り除くための配慮を行政などに求めた「障害者基本法の一部を改正する法律（以下「改正障害者基本法」という。）」が公布されています。

本市では、「阿波市障害者計画」及び「阿波市障害福祉計画（第2期）」の計画期間の終了を受け、市域における現況を踏まえるとともに、障がい者をとりまく制度改革の方向や整備法及び改正障害者基本法の内容に沿い、また「阿波市総合計画」の方針のもとに他の関連計画との調和を図りつつ、「阿波市障がい者計画（第2次）」（平成24年度～平成29年度）及び「阿波市障がい福祉計画（第3期）」（平成24年度～平成26年度）の策定をするものです。

ただし、障害者制度改革の検討において「障害者総合支援法」に基づく新たな制度が平成25年に実施されることとされているため、期間中に見直すこととなる可能性があります。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
阿波市障害者計画 (平成18～23年度)			阿波市障がい者計画(第2次) (平成24～29年度)					
阿波市障害福祉計画(第2期) (平成21～23年度)			阿波市障がい福祉計画(第3期) (平成24～26年度)					

^{*}リハビリテーション：単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって、障がい者が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。

2. 障がい者福祉計画（障がい者計画・障がい福祉計画）の法律的根拠

障がい者計画及び障がい福祉計画の法律上の根拠は次のようになり、市町村に策定が義務づけられています。

■市町村障害者計画の法律上の根拠

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■市町村障害福祉計画の法律上の根拠

障害者自立支援法 第88条第1項・第2項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

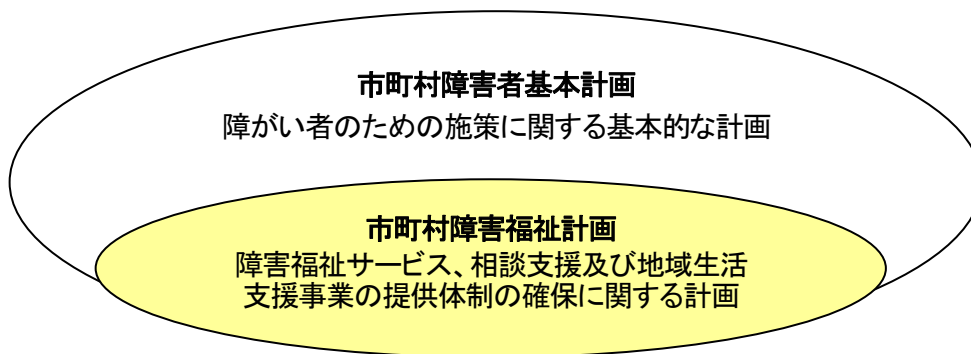
2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3. 障がい者計画と障がい福祉計画の関係

「障がい者計画」は障害者基本法、また「障がい福祉計画」は障害者自立支援法と法的根拠は異なりますが、「障がい者計画」は市の障がい者施策のマスタープラン（基本計画）としての機能を果たす計画であり、一方「障がい福祉計画」は、「障がい者計画」の中の生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられます。

■障がい者計画と障がい福祉計画の一体性の確保



■障害者自立支援法に規定された関係

障害者自立支援法 第88条第4項

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4. 計画の推進体制

(1) 地域との連携

障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携や協働が重要です。そのため、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

(2) 関係機関の連携

重度障がい者への適切な対応や難病対策、発達障がいなどへの対応が求められる中、障がいのある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化します。

(3) 県との連携

阿波市障がい者計画（第2次）・阿波市障がい福祉計画（第3期）の策定にあたっては、県との連携を図りながら計画策定を行い推進していきます。

(4) 計画の達成状況の点検・評価

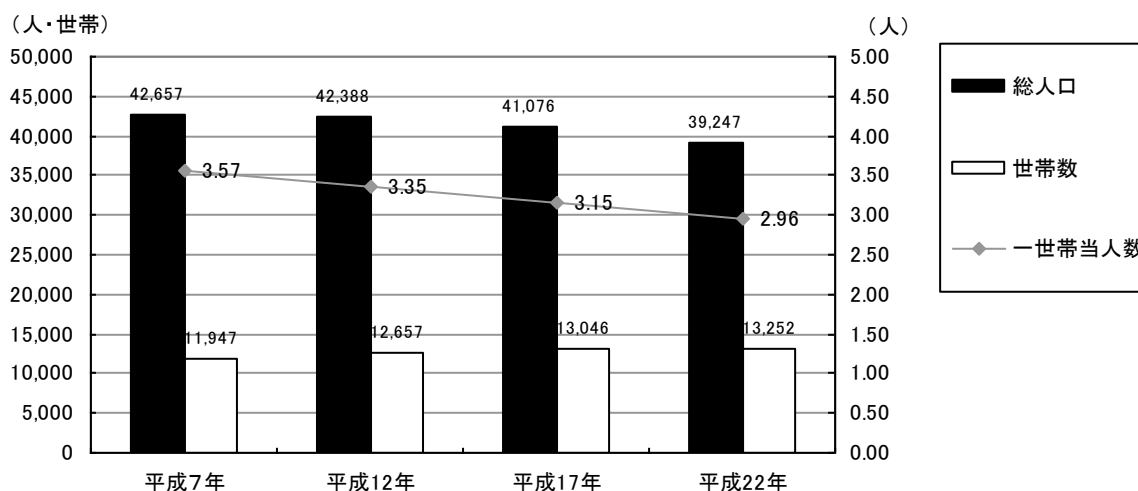
行政評価を行うなど、計画の進捗管理や評価、見直しを行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口・世帯の推移

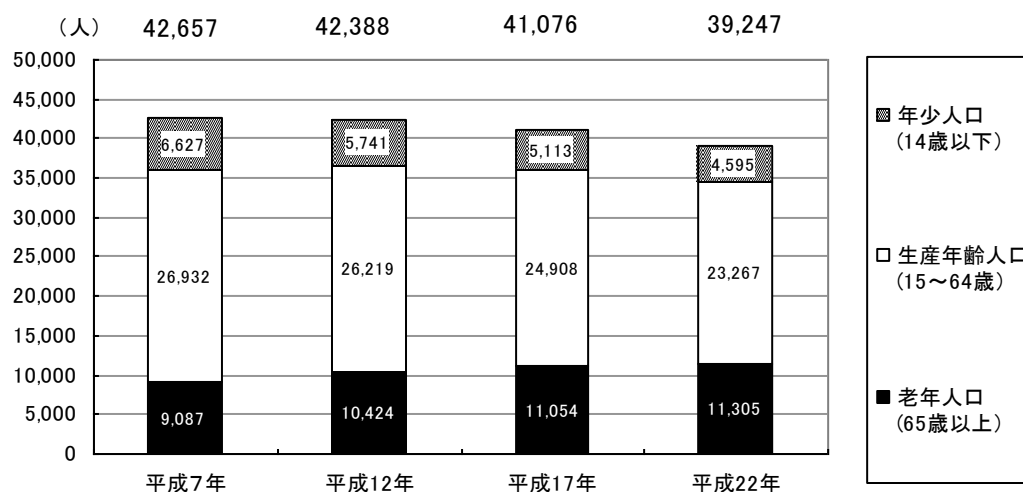
近年における本市の人口・世帯数はともに減少し、2010年（平成22年）には人口39,247人、世帯数13,252世帯となっていますが、平均世帯人数（人口÷世帯数）は減少し続けています。平均世帯人数の減少を踏まえ、地域や社会で支え合う仕組みを充実していく必要性が、これまで以上に高まってきています。

図表 人口・世帯数の推移(国勢調査)



年齢構造の推移をみると、65歳以上人口が増加傾向で推移しているのに対して、14歳以下人口と15歳～64歳人口は減少傾向にあり、平成22年の総人口に占める割合は、65歳人口が28.8%、15歳～64歳人口が59.3%、14歳以下人口が11.7%で、少子高齢化が進行しています。

図表 年齢構造別の推移(国勢調査)

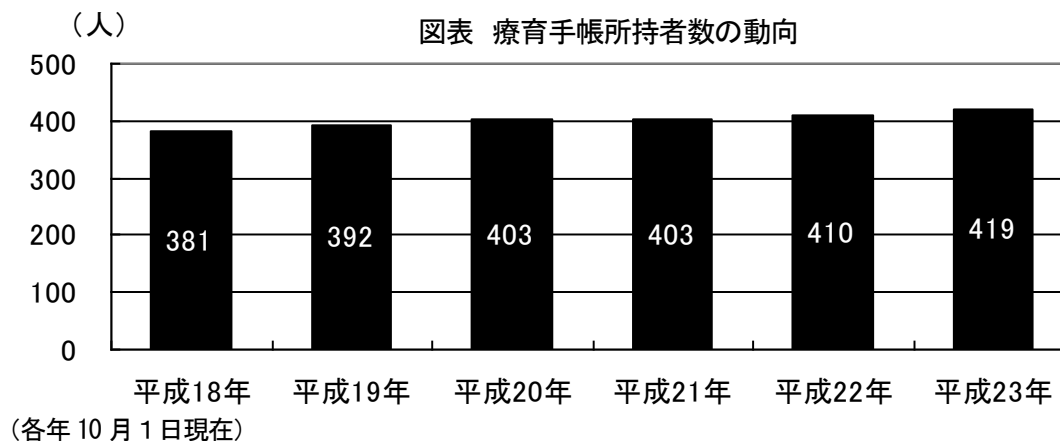
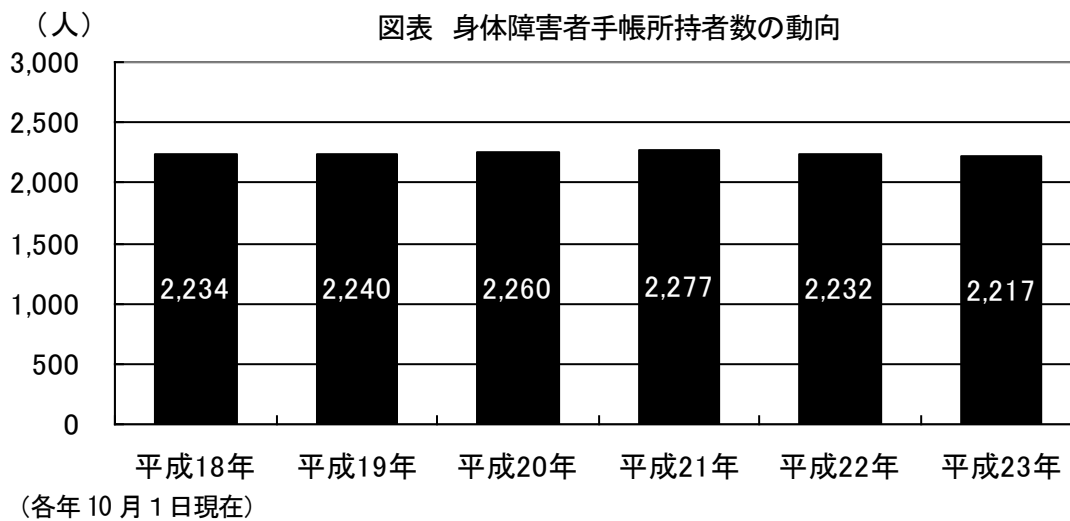


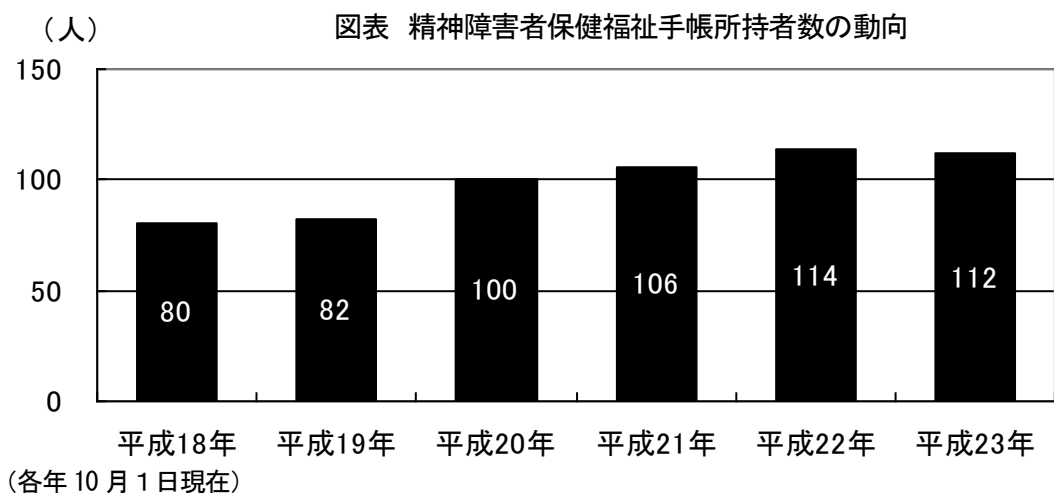
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 (14歳以下)	15.5%	13.5%	12.4%	11.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	63.1%	61.9%	60.6%	59.3%
老年人口 (65歳以上)	21.3%	24.6%	26.9%	28.8%

2. 障がいのある人の動向

本市における障がいのある人の数は、平成23年10月1日現在で、身体障がい（身体障害者手帳所持者）が2,217人、知的障がい（療育手帳所持者）が419人、精神障がい（精神障害者保健福祉手帳所持者）が112人で、それぞれ総人口の5.43%、1.03%、0.27%を占める人数となっています。

平成18年以降の6か年でみると、身体障がいでは平成18年の2,234人から17人減、知的障がいでは409人から38人増、精神障がいでは80人から32人増と、3障がい全体では増加傾向にあり、精神障がいの増加が顕著となっています。





図表 3障がい種別の手帳所持者数の動向

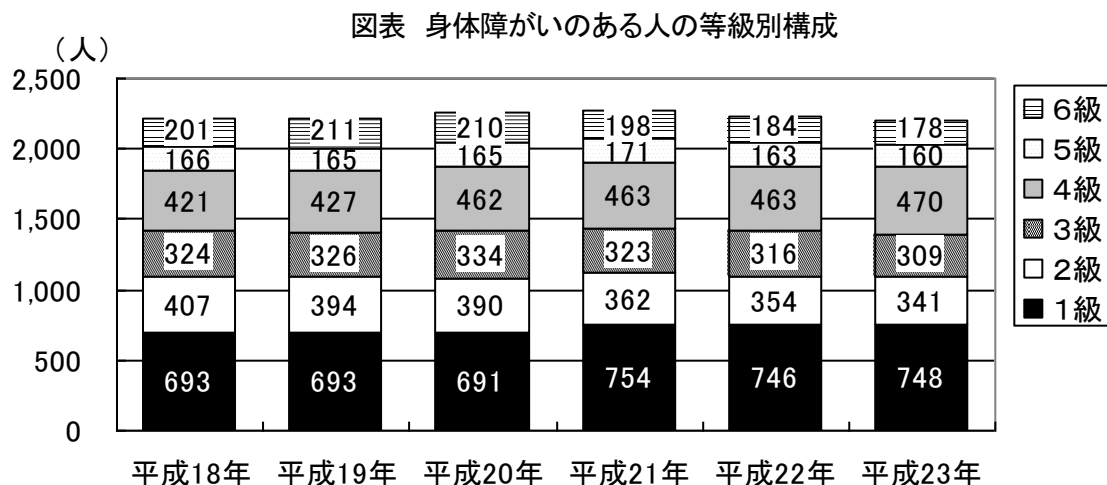
(単位：人)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
①身体障害者手帳所持者	2,234	2,240	2,260	2,277	2,232	2,217
(対総人口比) %	5.24	5.30	5.41	5.49	5.42	5.43
②療育手帳所持者	381	392	403	403	410	419
(対総人口比) %	0.89	0.93	0.96	0.97	1.00	1.03
③精神障害者手帳所持者	80	82	100	106	114	112
(対総人口比) %	0.19	0.19	0.24	0.26	0.28	0.27
3障害種計	2,695	2,714	2,763	2,786	2,756	2,748
(対総人口比) %	6.32	6.42	6.61	6.72	6.69	6.73

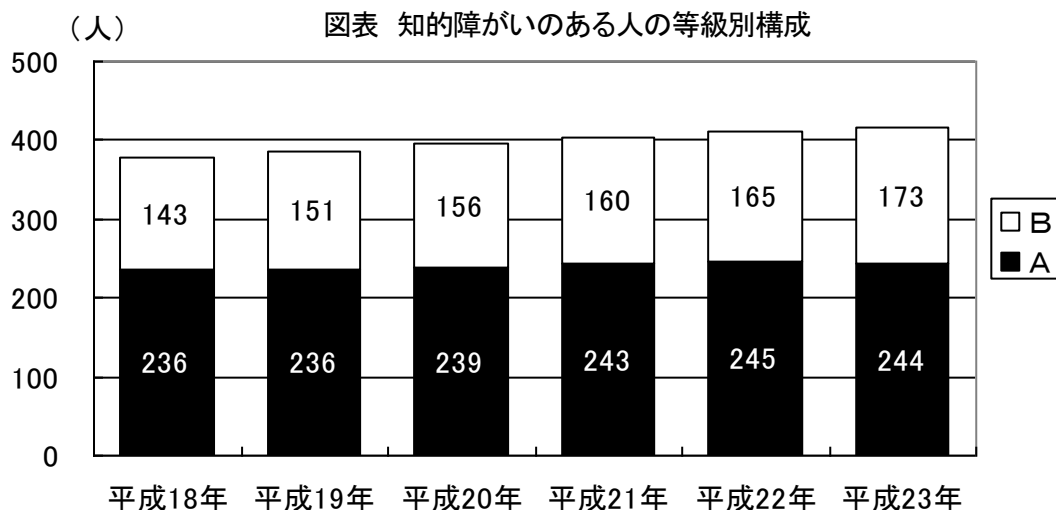
(各年 10月1日現在)

3. 身体障がい・知的障がいのある人の等級別の動向

身体障がい及び知的障がいの等級別構成を平成18年以降の6か年でみると、総数としては身体障がいは減少傾向にあり、身体障がいの「1級」、「2級」の重度者の割合は、平成18年の49.7%から平成23年には49.4%とやや減少しているものの、それぞれ「1級」が748人、「2級」が341人と多数を占めます。また、知的障がいの場合には、「B」の割合の増加が顕著となっています。



(各年10月1日現在)



(各年10月1日現在)

4. 3 障がい種別の年齢構成

年齢構成では、身体障がいのある人の場合、平成23年（10月1日現在）で18歳未満の障がい児が18人で全体の0.8%であり、圧倒的多数を18歳以上の障がいのある人が占めます。特に、65歳以上の高齢者が70.8%までを占め、ほぼこの水準で推移しています。

また、知的障がいでは、平成23年現在、障がい児が全体の16.5%を占め、身体障がいよりも構成比が高く、また、18歳～64歳までが310人（構成比74.0%）、65歳以上が40人（構成比：9.5%）という状況です。

精神障がいのある人では、20～59歳の層が大半を占め、その割合は低下あるいはほぼ横ばいの傾向を示している一方、60歳以上の占める割合が高まる傾向を示しています。

図表 手帳所持者数の動向

(単位：人)

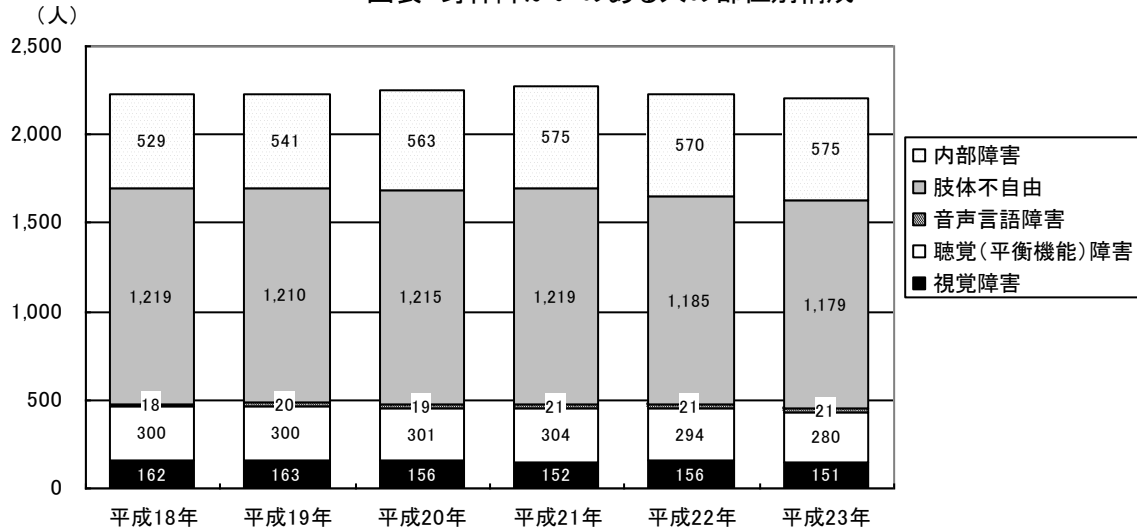
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
身体障害者手帳所持者						
18 歳未満	30	25	25	24	22	18
18～64 歳	680	671	649	652	631	629
65 歳以上	1,524	1,544	1,586	1601	1,579	1,570
計	2,234	2,240	2,260	2,277	2,232	2,217
療育手帳所持者						
18 歳未満	74	74	75	71	66	69
18～64 歳	277	285	294	299	309	310
65 歳以上	30	33	34	33	35	40
計	381	392	403	403	410	419
精神障害者保健福祉手帳所持者						
20 歳未満	1	0	2	2	1	1
20～59 歳	63	61	74	78	77	75
60 歳以上	16	21	24	26	36	36
計	80	82	100	106	114	112

(各年 10 月 1 日現在)

5. 身体障がいのある人の部位別構成

身体障がいのある人の部位別構成では、平成23年には「肢体不自由」が1,179人と全体の53.4%までを占め、次いで「内部障害」が575人（構成比：26.1%）、「聴覚（平衡機能）障害」が280人（同：12.7%）、「視覚障害」が151人（同：6.8%）、音声言語障害21人（同：1.0%）という状況です。

図表 身体障がいのある人の部別構成



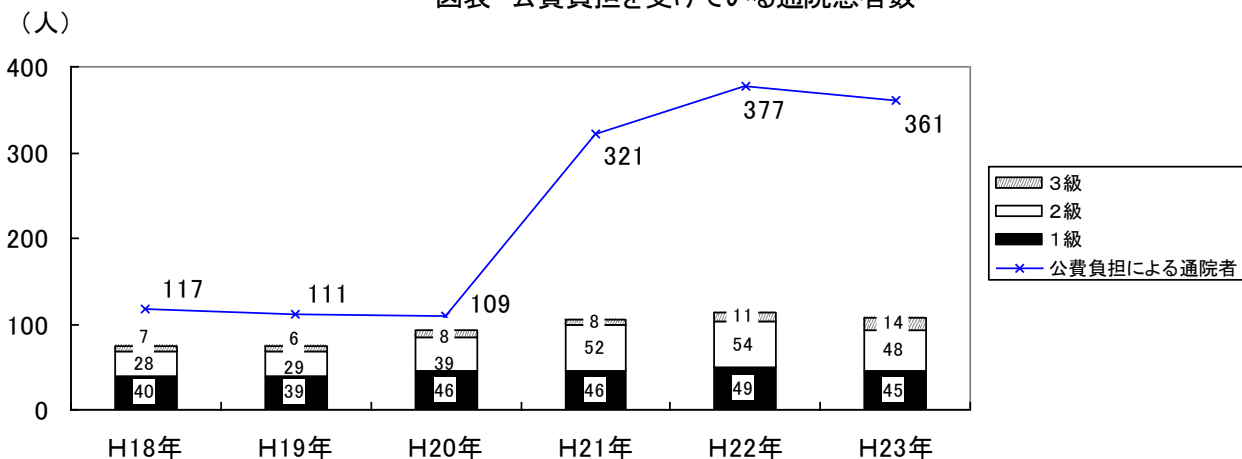
(各年10月1日現在)

6. 精神障がいのある人の動向

精神障がいのある人の場合、精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成23年現在で、107人に上り、これまでの増加傾向から減少傾向に転じています。しかし、必ずしもすべての対象者が取得しているとは言えない状況であり、潜在化しているケースも少なくないと推察されます。

また、公費負担を受けている精神疾患の通院患者数は、平成23年現在で361人に上り、減少と増加を繰り返しています。

図表 公費負担を受けている通院患者数



(各年10月1日現在)

第3章 計画の基本課題

障がいのある人をめぐる障がい者施策の動向や生活実態等を総合的に勘案し、阿波市障がい者計画（第2次）・阿波市障がい福祉計画（第3期）の基本課題を次のとおり定めます。

1. 安全・安心の確保

ノーマライゼーションの実現に向けた取り組みとして、障がいの有無を問わず、気軽にまちに出かけることができるような社会、住民一人ひとりがともに尊重しあい、支えあうあたたかい社会を築いていくため、物心両面からさまざまな妨げとなるものを取り除いていく、バリアフリー*に向けた施策を展開し、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

また、地域における防災・防犯のネットワーク化を進め、特に災害時における安全対策など、安全・安心な暮らしの基盤づくりに取り組む必要があります。

2. 利用者本位の生活支援

障がいのある人が自己選択と自己決定の下に、身近な場所で自分が望むサービスを主体的に選択利用し、安定した地域での生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの質・量の両面から充実を図り、情報提供や相談支援体制を整備し、一人ひとりのニーズにあった支援体制が必要となります。

また、自己選択・自己決定を適切に行うためには、それを支える仕組みとして、必要な情報の提供、相談、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実が重要です。

3. 生きがいの体感できる環境づくり

障害者自立支援法がめざす理念の一つとして「働く意欲をもつ人が働ける社会づくり」が掲げられていることから、理念を地域の中で実現するためには、就労支援サービスの充実はもとより、事業所に対する雇用促進の働きかけのほか、福祉・雇用・就業にかかわる関係機関等による総合的な就労支援ネットワークの構築をめざす必要があります。

また、子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立した生活を送ることができるよう、障がいのある子どもの保育・教育の充実を図るとともに、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などへの参加機会の充実を図り、社会参加を希望する人が障がいの有無をとわず等しくその機会を享受できる地域づくりをめざす必要があります。

*バリアフリー：障がい者が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物など物理的なもの、制度的なものなどがある。

第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本方向

1. 基本理念

障がいのある人の活動範囲や行動範囲は、文化・スポーツ・学習活動など多様な分野において、広がりつつあるといえます。また、障がいのある人の社会参加にともない、「障がい」や「障がいのある人」に対する周囲の理解も深まっています。

しかし、一部においては、障がいのある人のさまざまな場面で偏見や差別を経験している人もおり、不安や不都合を感じている人もいるのが現状です。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人だけでなく、周りの人々を含めた地域ぐるみでの、よりきめ細かな生活課題への支援を進めていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無を問わず市民の一人ひとりが互いを認めあい、互いを支えあっていくことが重要であり、「共生」の理念のもとに、障がいのある人が「自分らしく」自立した生活を送り、そして障がいのない人も相互に尊重しあい支え合いながら、ともに「活力をもって」暮らせるまちを創ることが重要です。

そこで、この計画がめざす基本理念を

「みんなが活力をもって暮らせる 自立と共生のまち あわ」

と掲げ、障がい者施策の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を踏まえつつ、障がいのある人もない人も、地域の中でともに参画しながら安心、かつ、活力をもって暮らし続けられるよう、市民の新たな絆でつながったぬくもりを感じられるまちづくりをめざすものとします。

2. 基本方針

基本理念に示す「みんなが活力をもって暮らせる 自立と共生のまち あわ」の実現をめざし、以下のように基本方針を定めます。

(1) 福祉意識の啓発と交流活動等の推進

障がいのある人やボランティア活動に対する理解の促進を図るため、市民に対する啓発活動、障がいや障がいのある人に関する学習を行う機会、障がいのある人との交流・ふれあう機会を充実します。また、障がいのある人を支える福祉活動については、ボランティアやNPO、障がい者団体等の活動の活性化を図ります。

(2) 生活支援体制の充実

利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの充実を図り、障がいのある人すべてに対して豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

さらに、各種サービスについて、市民各層への普及と定着を図り、障がいのある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図ります。

(3) 安全・安心な生活環境の確保

だれもが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備の推進に努めます。このため、障がいのある人等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。また、地域における防災、防犯対策の充実にも努めます。

(4) 教育・育成の充実

障がいのある子どもが、自立し社会参加するために必要な、一人ひとりの特別なニーズに応じた適切な教育的支援に取り組みます。

また、社会的自立に不可欠な職業的な自立に向け、適切な就学・進路相談及び指導に努めます。個々の適性や能力に応じて就労継続できるよう、障がいの特性に応じた就労支援を進めます。

(5) 雇用・就業の支援充実

就労移行支援や就労継続支援などの就労に関する訓練サービスの提供体制の充実を進めるほか、事業所等に対する啓発の推進や公的機関における雇用の拡大、市内の障がい者関連施設との連携による福祉的就労機会の充実に努めます。

(6) 保健・医療体制の充実

障がいのある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションを充実し、医療サービスの充実を促進します。また、障がいの起因となる生活習慣病についての対策、疾病の予防、早期発見、母子保健の充実に努めます。

(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

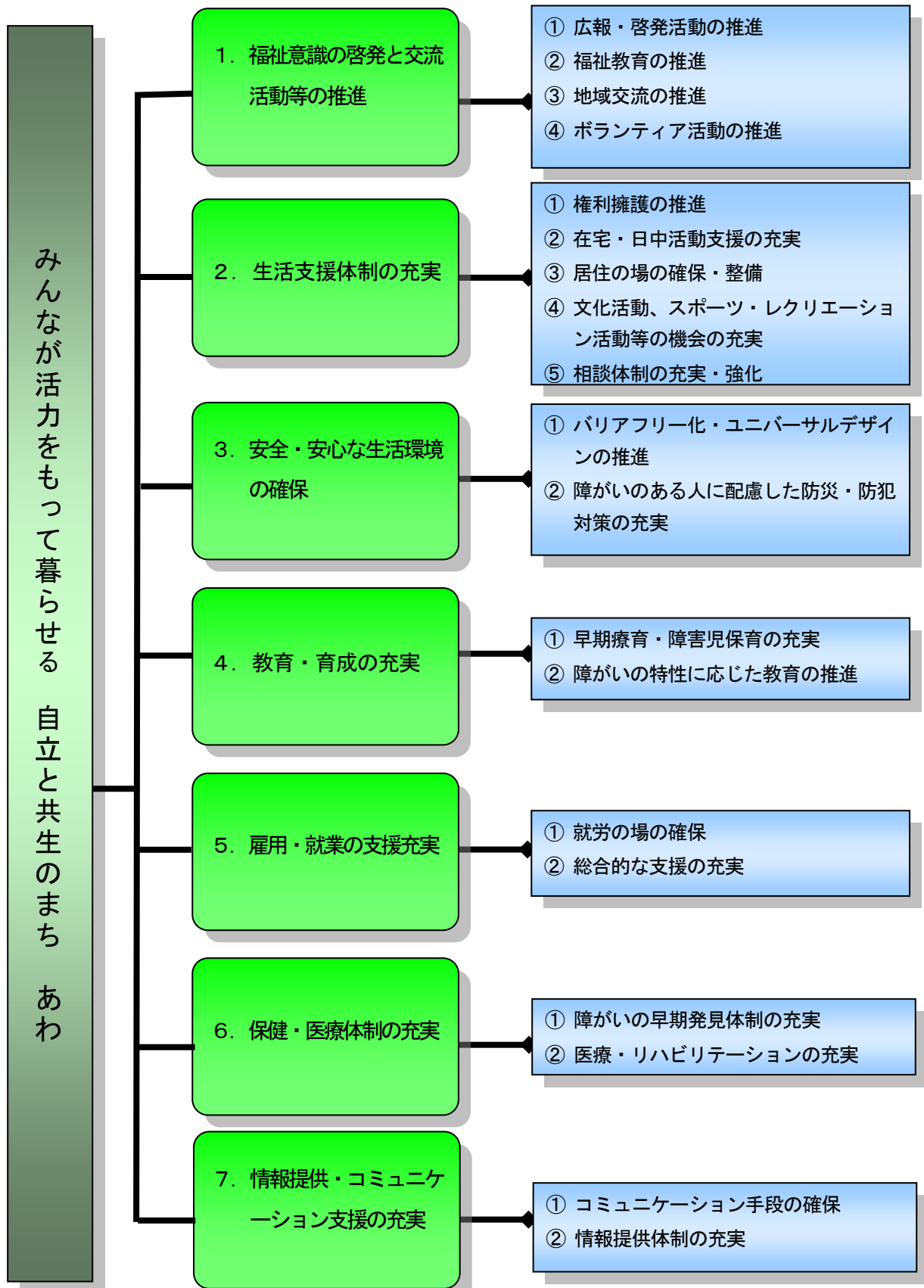
聴覚障がい者や視覚障がい者に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援の充実を進めるとともに、障がい者が必要な情報を的確に入手できるよう、「声の広報」の推進やホームページの充実等に努めます。

3. 施策の体系

(基本理念)

(基本方針)

(主要施策)



第2章 計画の内容

基本方針 1. 福祉意識の啓発と広報の推進

1. 広報・啓発活動の推進

【現状課題と施策方針】

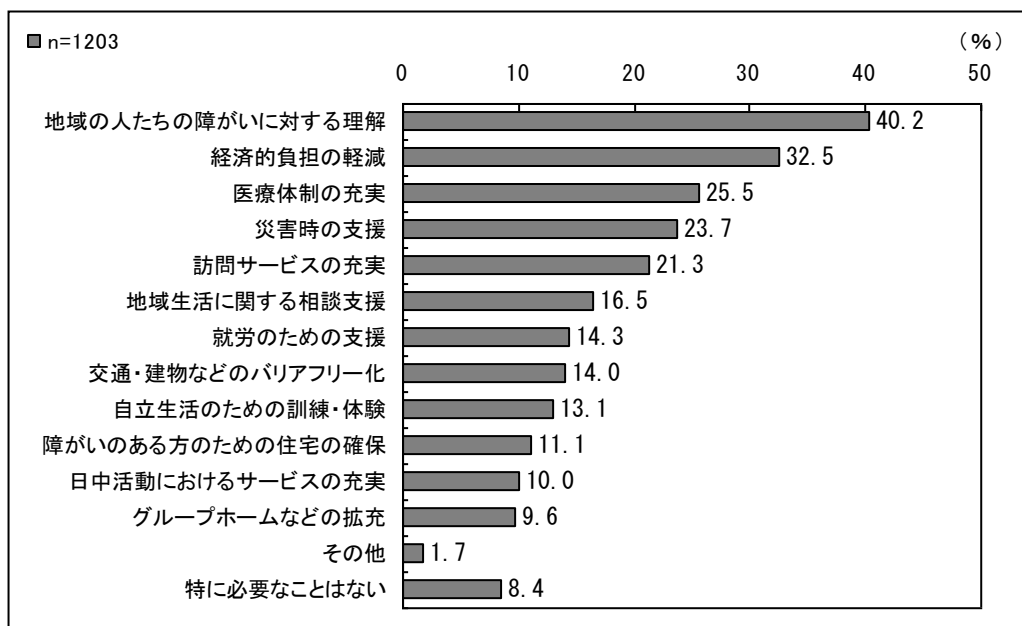
障がいのある人もない人も地域の中で、ともに学び、働き、暮らすためには、環境の整備だけでなく、心の壁をなくし、「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させることが重要です。

本市では、普及・啓発事業を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めており、障がいのある人への理解は深まりつつありますが、一部にみられる偏見や誤解の解消に向けた、市民へのさらなる理解や啓発を促進する必要があります。

アンケート調査では、地域でより良く生活するために必要なことは、「地域の人たちの障がいに対する理解」（40.2%）が第1位となっています。

このため、障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいや障がいのある人への理解を深めるための広報や、ともに協力していきけるよう、交流支援などの仕組みづくりをめざします。

[地域でより良く生活するために必要なこと(全体/複数回答)]



[地域でより良く生活するために必要なこと(全体、障がいの種類別／複数回答)]

(上位3位、単位:%)

		第1位	第2位	第3位
全体		地域の人たちの障がいに対する理解 40.2	経済的負担の軽減 32.5	医療体制の充実 25.5
障がいの種類	身体障がい	地域の人たちの障がい害に対する理解 39.1	経済的負担の軽減 32.9	医療体制の充実 26.5
	知的障がい	地域の人たちの障がい害に対する理解 50.3	経済的負担の軽減 31.3	就労のための支援/災害時の支援 28.6
	精神障がい	地域の人たちの障がい害に対する理解 20.0	地域生活に関する相談支援/経済的負担の軽減 15.0	

【目標】

○障がいのある人への周囲の理解を深める

【施策】

(1) 広報誌等による啓発・広報活動の充実

障がいや障がい者に対する理解を深めるため、市広報紙や年4回全戸配布している社会福祉協議会作成の「社協だより」、CATVを活用した情報の提供、障がい者団体が作成する会報、市や社会福祉協議会ホームページ等を積極的に活用して、啓発・広報活動を行います。

(2) 人権啓発の推進

障がい者等の人権問題に対する市民意識の高揚を図るため、引き続き、関係団体と連携・協力し、啓発活動の推進に努めます。

(3) 啓発活動の促進

ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」(12月3日～12月9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)、「障害者雇用支援月間」(9月)の周知を図るとともに、これらの機会をとらえた障がいへの理解を深める行事の開催を支援していきます。

(4) 交流の促進

障がいのある人と地域住民との交流を図るため、公共施設や空き施設などの社会資源を有効活用し、関係団体との協力により、スポーツ大会などの交流機会の増加を図ります。

2. 福祉教育の推進

【現状課題と施策方針】

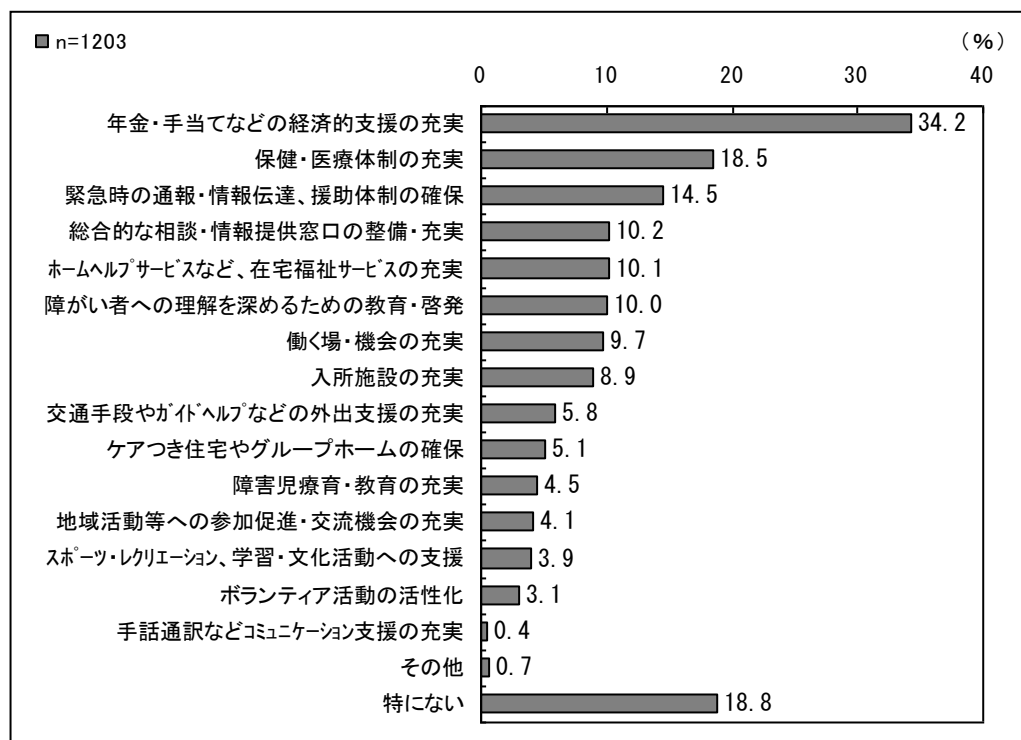
障がいのある人への理解を深め、一人ひとりの心の壁をなくすためには、学校教育等はもちろん、生涯を通じて障がいに対する理解を広めるための福祉教育が必要です。

これまで、本市においても学校教育等を通じた福祉教育を進めてきましたが、まだ十分理解されていないこともあり、早い時期から障がいのある人と接するなど、さらに障がいのある人への理解を広めることが必要です。

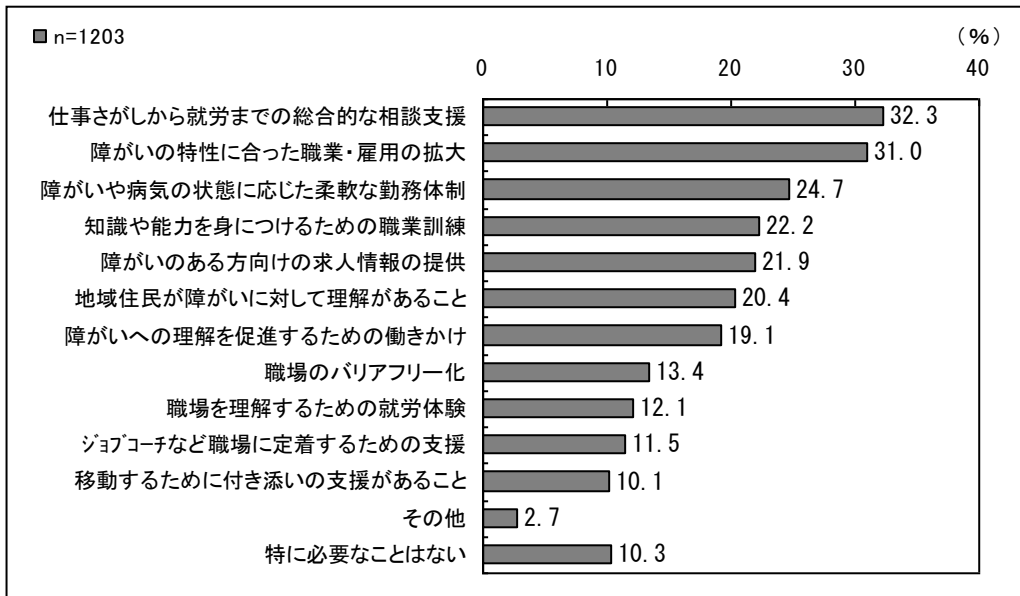
アンケート調査では、現在特に必要な福祉施策として「障がい者への理解を深めるための教育・啓発」が必要であると感じている人がいます。また、一般就労するために必要な支援として、「地域住民が障がいに対して理解があること」をあげている人が20.4%いる状況にあります。

このため、小中学校等における福祉教育を積極的に推進していくとともに、子どもから高齢者まで幅広い層に対して、障がいのある人に対する理解や関心を高める取り組みを推進していきます。

【現在特に必要な福祉施策(全体／複数回答)】



[一般就労するために必要な支援(全体／複数回答)]



【目標】

- 福祉教育の推進を図る
- 人権や障がい者問題に関する市民の学習機会を増やす

【施策】

(1) 学校教育における福祉教育の充実

障がいのない子どもが体験学習の機会を通じて日常生活の中で社会福祉への関心を高めるよう、市内の小学校・中学校の福祉協力校の指定を引き続き行います。

また、学校教育の場を中心に障がい者との交流及び共同学習などを推進するとともに、ボランティア教育に取り組み、児童生徒にボランティア活動に対する関心の高まりや理解の促進を図ります。

さらに、子どもの発達段階に応じた福祉教育の推進を図ります。

(2) 教員の資質向上

特別支援学級担当の教員や特別支援教育コーディネーター等の研修を実施し、教員の資質向上を図ります。

(3) 交流教育の推進

幼児・児童生徒が、ともに、よりよく成長することを目的として、特別支援学校と市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校間及び幼児・児童生徒の交流教育の一層の推進に努めます。

(4) 人権教育の推進

「完全参加と平等」の実現をめざして、ノーマライゼーションの考え方を基本に、お互いの人権を尊重しあう教育の推進に努めます。

(5) 地域における福祉教育の充実

さまざまな生涯学習の場において、福祉教育やボランティア活動の体験、福祉に関する講座などを取り入れ、地域における福祉教育の充実を図ります。

(6) 市職員の福祉に対する意識の高揚

市職員の研修に、福祉及び人権に関する研修を積極的に取り入れ、市職員の福祉に対する意識の高揚を図ります。

3. 地域交流の推進

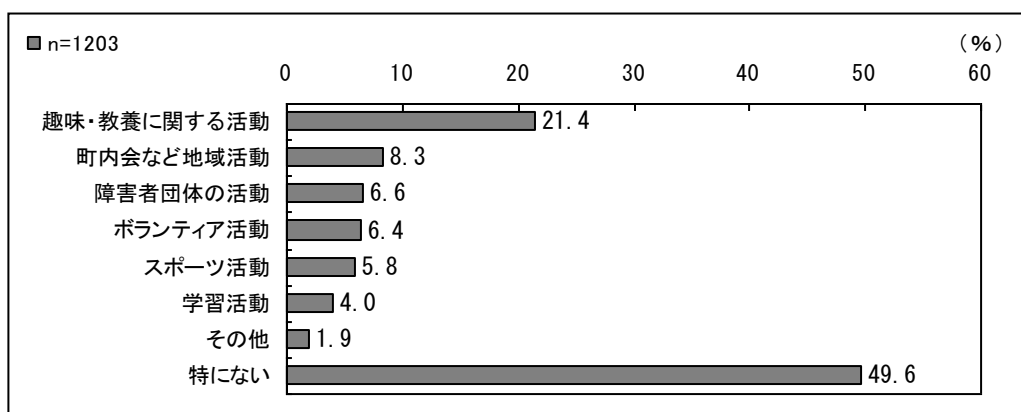
【現状課題と施策方針】

障がいのある人が地域の中で充実した生活を送るためには、あたたかい心の醸成のもとで周辺住民との豊かな人間関係を築くことが重要であり、ともに支え合い、生きていく「共生」のまちづくりへの大事な基盤となります。

アンケート調査では、今後取り組みたいと思う活動の上位回答に、「町内会など地域活動」(8.3%)、「障害者団体の活動」(6.6%)、「ボランティア活動」(6.4%)があげられています。

地域の団体を主体とし、障がいの有無にかかわらず、だれでも気軽に参加できるイベントなど社会参加機会を多くし、多様な交流を行う機会を設け、交流活動を一層推進します。

[今後取り組みたいと思う活動(全体／複数回答)]



【目標】

○障がいのある人との地域での日常的なふれあい交流事業を増やす

【施策】

(1) 地域における見守りネットワークづくり

地域で生活している障がいのある人が安心して暮らしていけるように、コミュニティ組織や民生委員、福祉推進員等と連携を図りながら、地域において障がい者を見守り、支援を行うネットワークづくりに努めます。

(2) 地域での交流活動の推進

身近な地域での障がいのある人との交流機会の増加を図るとともに、交流活動を実施する障がい者団体等の関係団体に対する支援に努めます。

(3) 障がいのある人の参加支援

交流活動参加時の手話通訳や要約筆記の配置などの支援に努めます。

4. ボランティア活動の推進

【現状課題と施策方針】

障がいのある人のニーズの多様化などにより、サービス利用者の生活を細部にわたり支援するためには、公的なサービスに加え、ボランティア団体やNPOなどによる活動が重要な役割を果たします。

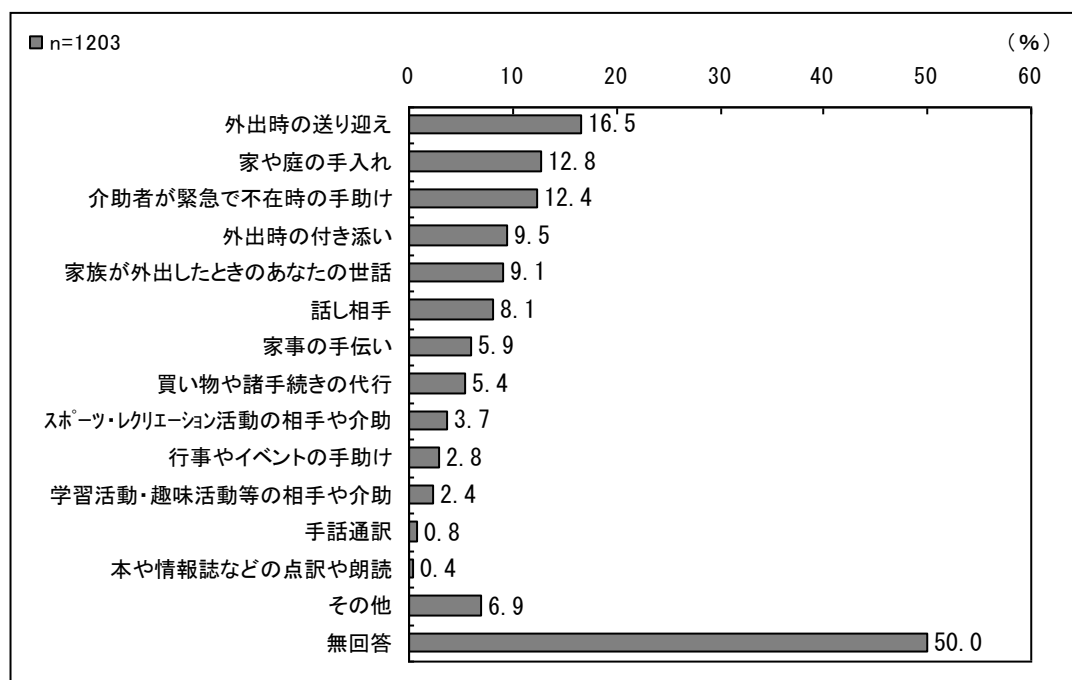
また、ボランティア活動を行う人と、ボランティアを必要とする障がいのある人とのマッチングがより身近な場所で行われることが必要です。

現在、阿波市子育てサロンぱんだやふれあいを広める会、花見の会など社会福祉協議会やボランティア協会を中心に活発に地域活動が行われています。

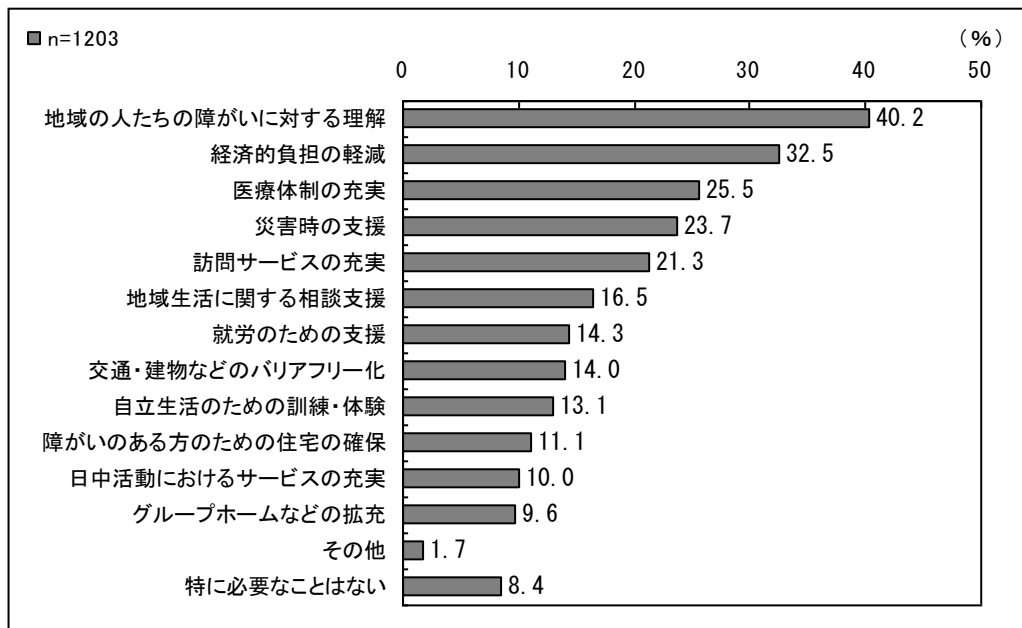
アンケート調査では、ボランティア支援を頼んでいること、頼みたいことについて、5割の方が、外出時の送り迎えをはじめとする何らかの支援を必要としている状況です。また、近年、災害時における高齢者や障がい者などへの支援について関心が高まっていますが、アンケート調査では、地域でより良く生活するために必要なこととして、「災害時の支援」が23.7%いる状況にあります。

このため、現在、市内にある既存のボランティア団体やNPOなどの支援、新たなボランティア団体等の育成支援に努めるとともに、多様な媒体を活用した住民への情報提供体制の充実を図ります。

[支援を依頼したいボランティア(全体/複数回答)]



[地域でより良く生活するために必要なこと(全体／複数回答)]



【目標】

- 市民ボランティア組織・NPO 組織数を増やす
- ボランティア活動への参加者を増やす

【施策】

(1) ボランティアの育成

あらゆる機会を捉えてボランティア意識の高揚を図るとともに、ボランティアセンターの機能の充実・強化を図り、(社福)阿波市社会福祉協議会と連携し、より一層のボランティア活動の推進とボランティアの育成に努め、ともに支えあう社会の実現をめざします。

(2) 障がいのある人のボランティア活動の参加促進

障がいのある人自らが障がいのある人を支援するボランティア活動の支援を促進します。

(3) ボランティア、NPO等の活動支援

市民が積極的にボランティア、NPO活動を行えるよう、ボランティア連絡協議会の活用を通じて、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めるとともに、障がい者団体、ボランティア団体、NPO等と連携を図り、ネットワークを活用し、さまざまな角度から障がい者への取り組みを効率的かつ効果的に行っていきます。

基本方針 2. 生活支援体制の充実

1. 権利擁護の推進

【現状課題と施策方針】

障害者基本法第3条において、障がい者の権利の擁護及び障がいのある人に対する差別の防止が規定されています。

しかし、現実には障がいのある人へのさまざまな権利利益侵害等は発生しており、問題となっています。また、知的障がい者や精神障がい者における金銭管理や服薬管理などについても、住み慣れた地域における生活を続けるうえでの不安要素となります。

このため、障がいのある人の尊厳を確保し、安心して地域で生活できるよう、差別等をなくすための啓発活動や相談窓口の設置等の支援体制づくりを推進します。

また、アンケート調査では、成年後見制度を「知っている」が28.2%、「知らない」が54.4%となっており、知らない人が半数を超えています。

障がいのある人の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な人に対応する福祉サービス利用援助事業、成年後見制度など障がいのある人の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援する体制づくりを推進します。

[成年後見制度の認知(全体、障がいの種類別)]

		知っている	知らない	無回答	n
(%)	全体	28.2	54.4	17.5	1203
障がいの種類	身体障がい	28.5	53.7	17.8	1021
	知的障がい	30.6	55.8	13.6	147
	精神障がい	10.0	55.0	35.0	20

【目標】

○権利擁護に係る制度・事業の周知と利用を促進する

【施策】

(1) 指導監査体制の充実、苦情処理体制づくりの促進

施設や事業者による人権侵害や虐待を防止し、障がいのある人が安心して福祉サービスを利用できるよう、指導監査体制の充実や苦情処理体制の確立を図ります。

(2) 福祉サービス利用援助事業の推進

判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、在宅生活を支援します。

(3) 権利擁護の推進

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及・啓発を図ります。身寄りがない等の理由から、成年後見制度を利用することが難しい障がいのある人に対しては、市長申し立てを積極的に行い、権利擁護を推進します。

2. 在宅・日中活動支援の充実

【現状課題と施策方針】

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域や家庭で生活していく上で、各種在宅サービスや日中の活動を支援するサービスは大変重要なものです。アンケート調査では、日常生活の中で介助している方として、身体障がい者は「配偶者」、知的障がい者は「母」、精神障がい者は「配偶者」「父親」「ヘルパー」が最も多くなっています。また、主に介助している方の年齢は「70歳以上」（26.0%）が最も多く、介助者の中高齢化の状況がうかがえます。また、今後介助している方の年齢が上がることからホームヘルパーの需要が見込まれています。アンケート調査では、介助の方が困っていること、悩みとして「代わりに介助を頼める人がいない」と回答している方が20.6%いることから、介助者の負担や不安を軽減するためにも、短期入所や在宅サービスの充実が求められています。

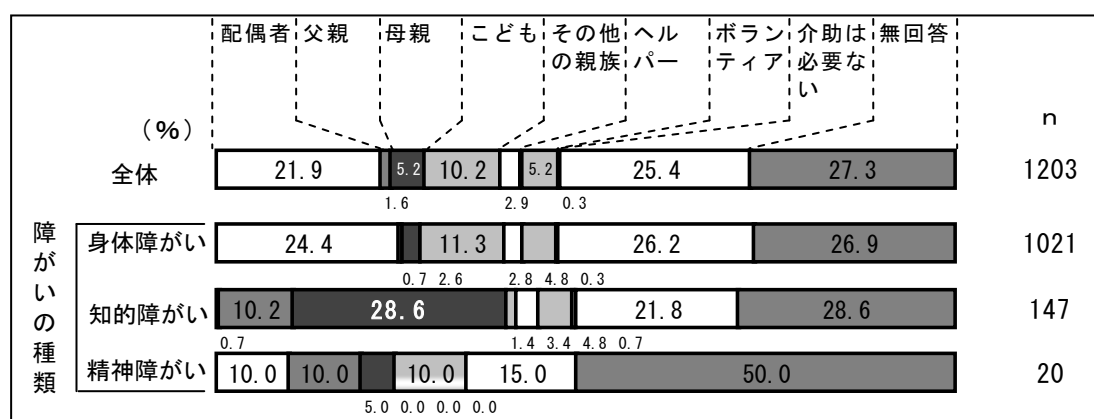
障がいのある人の地域での自立した生活を支援するために、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスを受けられるように体制づくりを進めることが必要となっています。

このため、在宅サービスを障がいのある人がニーズに応じて利用できるよう、情報提供やサービスに関する相談とともに、地域におけるサービス基盤の整備・充実を図ります。

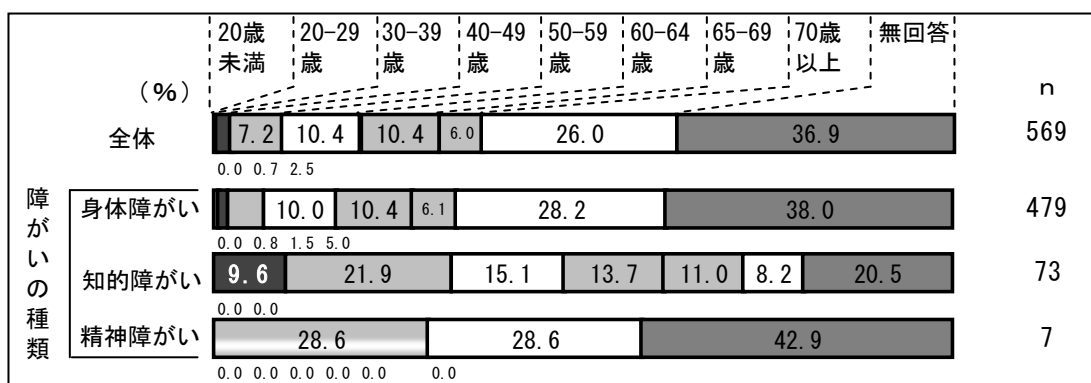
また、より質・量の高いサービスを提供するために、既存事業者の活用に加え、さまざまな福祉サービス事業者の参入しやすい仕組みづくりをめざします。

発達障がいについては、国・県の動向に対応しながら本市としての取り組みを進めます。

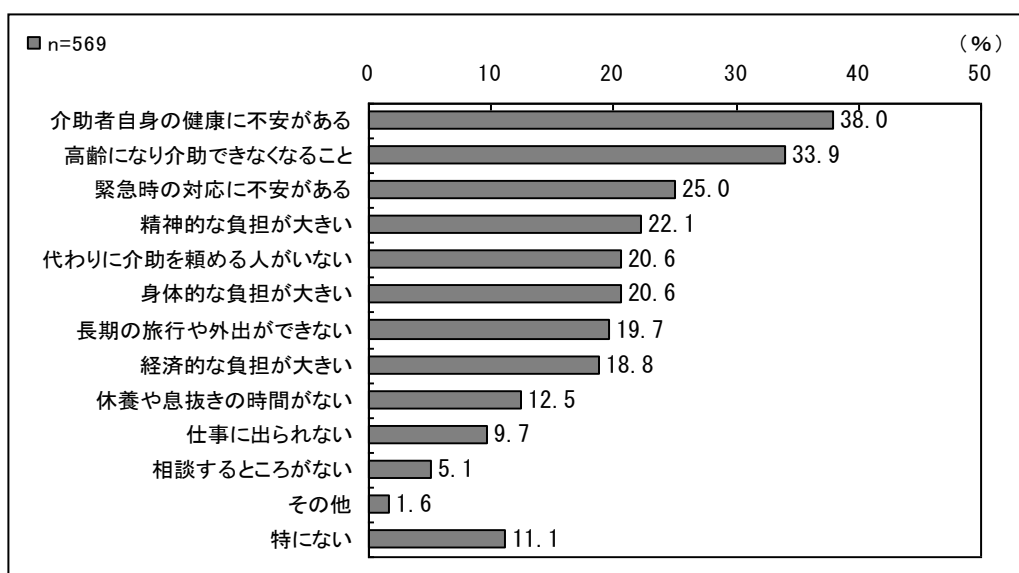
[主な介助者(全体、障がいの種類別)]



[介助者の年齢(全体、障がいの種類別)]



[介助の方が困っていること、悩み(全体/複数回答)]



【目標】

- 発達障がいのある人に対する支援策を推進する
- 「障がい福祉計画」に掲げる地域活動支援センター等の整備目標を達成する
- 「障がい福祉計画」に掲げる各指定障がい者福祉サービスの整備目標を達成する

【施策】

(1) 訪問系サービスの充実

障がい者が自らの能力を活かし、在宅で自立した生活が送れることをめざして、訪問系サービスが十分提供されるよう推進するとともに、サービスの質の向上を促進します。

●訪問系サービスの内容

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービスの充実

障がい者が24時間施設内に留まる生活から地域と交流する生活へ転換することを促進するため、日中活動の機会の充実を図ります。

●日中活動系サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所

(3) 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が自立した社会生活や日常生活を営めるよう、スポーツや文化・芸術活動などの社会参加を促進することを含め、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえた事業を実施します。

(4) 日常生活用具等の支援の充実

障がいのある人の日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具給付等事業等を実施します。

(5) 各種福祉手当の支給

特別障害者手当や障害児福祉手当等、各種福祉手当の支給を実施します。障がい者手帳の所持者が年々増加する中、受給資格者に対して不利益が生じないように、手続きに関して適切な情報提供を行います。

(6) 各種助成制度等の実施

障がいのある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、経済的負担の軽減を図ります。

3. 居住の場の整備・確保

【現状課題と施策方針】

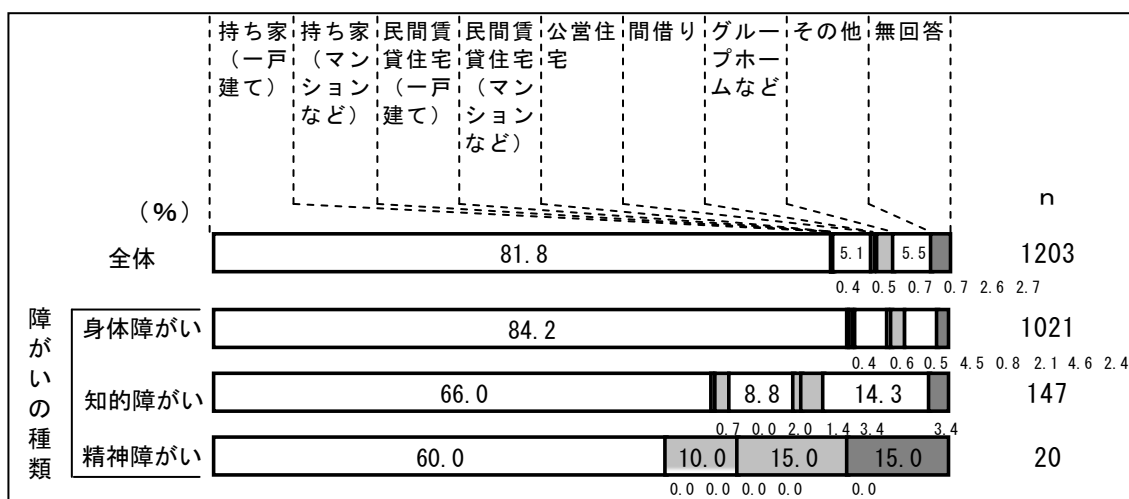
在宅での生活が困難な人にとっては、地域での自立生活を支援するためには、すまいの場の提供が不可欠です。特に、知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが地域への移行を支援・促進する上で重要となります。

アンケート調査では、現在住んでいる所として、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに「持ち家（一戸建て）」（81.8%）が第1位となっています。また、自宅で使いづらい場所は、「階段」（26.1%）や「浴室」（23.4%）と回答した人が多くっており、今後も住宅改造費助成事業を継続していくことが求められています。また、障がいのある人が地域で安心して暮らしていける生活の場を確保するためグループホーム等の確保を図ることが必要となっています。

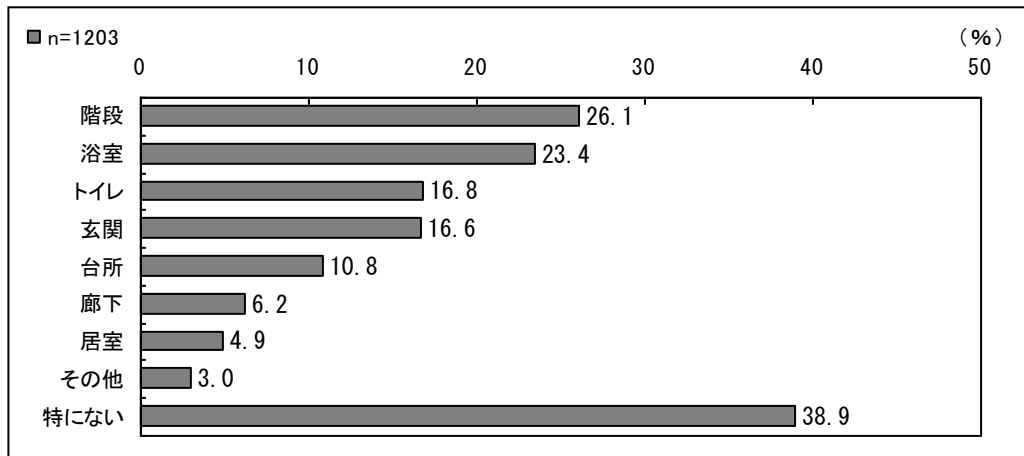
そのため、障がいのある人のそれぞれのニーズに対応できるよう、障害者支援施設の施設入所支援のほか、ケアホームやグループホームなどの必要量の確保を図ることが必要となります。

さらに、公営住宅への入居希望に対応するため、市の住宅施策との調整の中で、障がいのある人の施設入所からの地域移行を支援する住まいの場の確保に努めていきます。

【住まいの種別(全体、障がいの種類別)】



[自宅で使いづらい場所(全体/複数回答)]



【目標】

○「障がい福祉計画」に掲げる居宅系サービスの整備目標を達成する

【施策】

(1) 地域活動の場の確保

創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの充実を図ります。

(2) 施設から地域生活への移行の推進

地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関する情報提供を積極的に行うなど、日常生活に必要な適切な支援を行います。

(3) 居住系サービスの充実

グループホーム、ケアホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保・充実を促進します。

(4) 住宅改造費の助成

今後も住宅改造費助成事業を推進し、より多くの市民が利用できるように努めます。

4. 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実

【現状課題と施策方針】

障がいのある人が地域でいきいきとした生活を送るために、本人がもつ能力を最大限に生かせるよう支援することが重要です。文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等は、障がいのある人の生活を豊かにし、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会にもつながります。

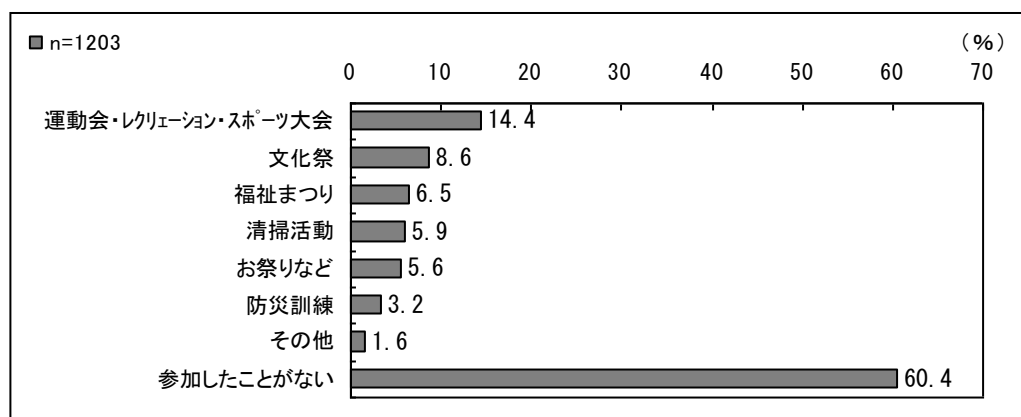
市では、社会福祉協議会を主体に阿波市障害者スポーツ大会やグランドゴルフ講習会、ニュースポーツ講習会を開催するなど、障がいのある人の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等への参加促進に努めてきました。

アンケート調査では、障がいをもつ人が参加したことがある行事の上位回答に、「運動会・レクリエーション・スポーツ大会」（14.4%）「文化祭」（8.6%）、「福祉まつり」（6.5%）があげられています。

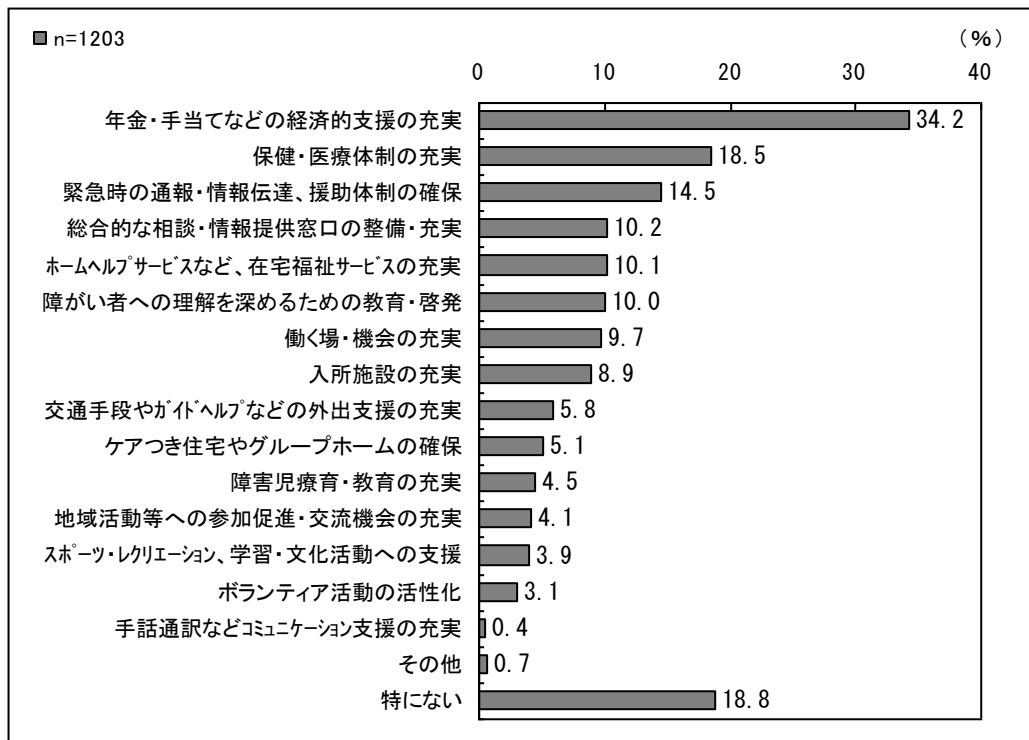
また、障がいのある人が現在特に必要な福祉施策として、「スポーツ・レクリエーション・学習・文化活動に対する支援」と回答した人がいることから、障がいのある人の健康づくりや社会参加を促進するためにも、スポーツ・レクリエーション、学習・文化活動に参加しやすい環境をつくっていくことが必要となっています。

このため、障がいのある人の参加意欲や興味を高めるよう、多様な文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等の内容の充実や参加しやすい環境づくりを図ります。

〔参加したことがある行事(全体／複数回答)〕



[現在特に必要な福祉施策(全体／複数回答)]



【目標】

○障がいのある人が気軽に参加できる文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を増やす

【施策】

(1) 活動・発表の場の拡大

多くの障がい者が参加できる作品展などの充実に努めるとともに、障がい者及び障がい者団体の芸術・文化活動の振興に努めます。

(2) 障がい者スポーツ・レクリエーションの振興

高齢者が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、高齢者向け軽スポーツの普及、スポーツ・レクリエーション団体及びリーダーの育成、情報の提供等に努めます。

(3) 生涯学習機会の充実

障がいのある人の社会参加を促すための生涯学習機会を充実するとともに、指導者の育成や文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。

5. 相談支援体制の充実

【現状課題と施策方針】

障がい者が地域で自立して生活していくためには、身近なところで気軽に、かつ、安心して相談ができる体制の整備が必要です。

本市では、障がいのある人の相談事業として、身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談事業、精神保健福祉相談を実施しています。

また、専門的職員を配置し、一般的な相談支援事業に加え、困難なケース等に対応する「市町村相談支援機能強化事業」を実施しています。

アンケート調査では、相談相手として「家族・親族」（84.8%）が多い結果となっている一方、「障害者相談員」や「民生児童委員」への相談の割合が低いことから、さらなる周知と資質の向上を図る必要があります。また、「相談する人がいない」と回答した人もいることから、気軽に相談できる体制づくり等、相談相手のいない人の解消が必要となっています。

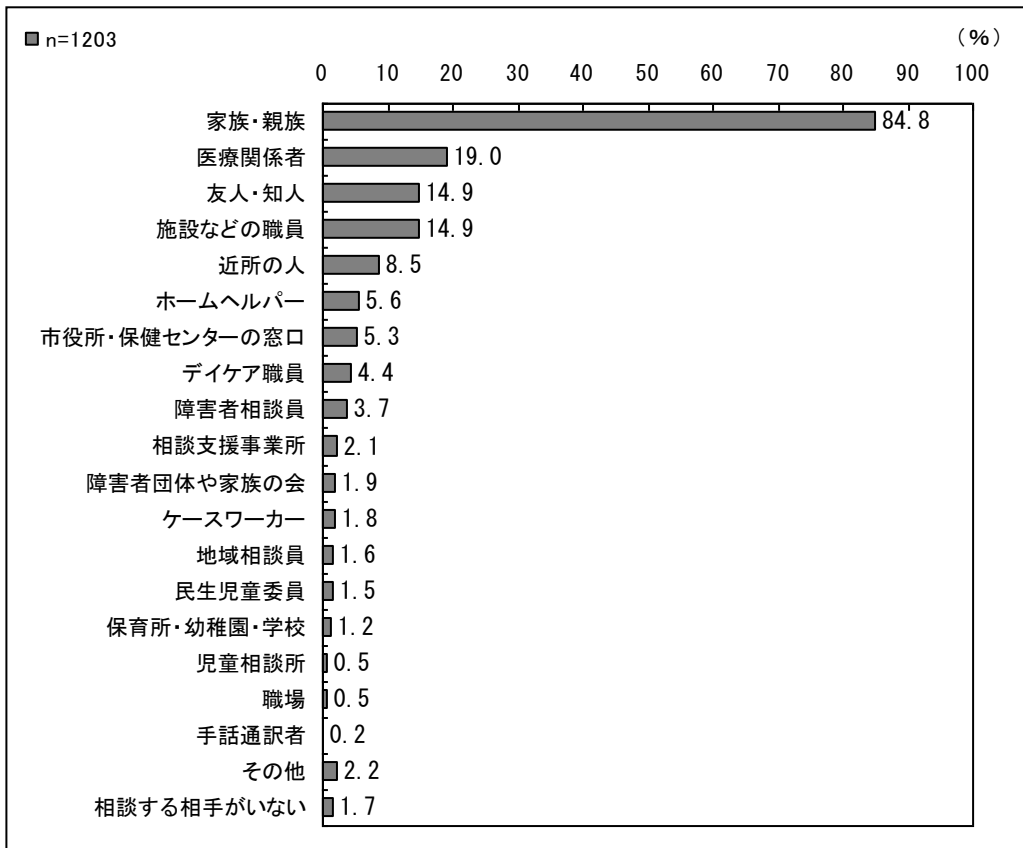
また、どのような相談制度があれば便利だと思うかについては、「専門性の高い職員による相談」（19.2%）、「近所で気軽に立ち寄れる相談」（18.5%）、「休日や夜間など緊急時の相談」（17.6%）が上位にあげられています。

サービスを必要としている人がその人に合ったサービスを利用できるように、サービスの利用支援等が必要となることから、障がいのある人が個々に直面しているさまざまな問題や課題に応えられるよう、各種相談支援事業等の実施による相談が受けられる体制の整備を推進していきます。

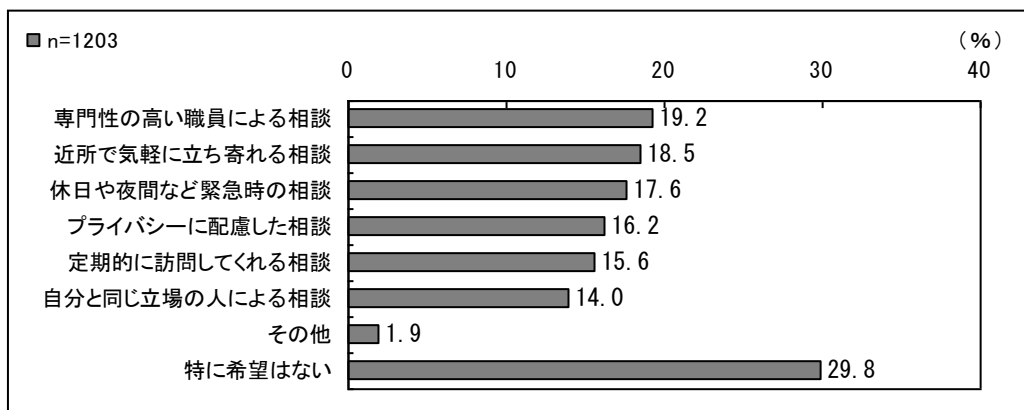
また、専門的な相談員の配置を進め、個人情報の保護について配慮しながら、相談する人の立場に立った相談や情報の提供を行えるよう努めていきます。

今後は地域の相談支援の拠点となりうる基幹相談支援センターの整備を視野に入れながら、総合相談窓口の整備を図ります。

[困ったときの相談先(全体/複数回答)]



[どのような相談制度があれば便利だと思うか(全体/複数回答)]



【目標】

○「ワンストップ相談」や関係機関等との連携による総合的な相談ネットワークづくりをめざす

【施策】

(1) 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な支援の充実と整備に努めます。

(2) 身体障害者相談員、知的障害者相談員等の確保

県とともに、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員を各地区に配置し、身近なところでの相談に応じたり、家庭訪問等の実施により、ニーズの掘り起こしや行政との連絡調整を行います。

(3) 障害者自立支援協議会の機能充実

障がいのある人が、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対応するための相談支援体制を強化するため、自立支援協議会の活用を図ります。

また、相談支援体制を強化するため、自立支援協議会を中心とした障がいのある人の地域生活を支えるネットワークを構築します。

基本方針3. 安全・安心な生活環境の確保

1. バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

【現状課題と施策方針】

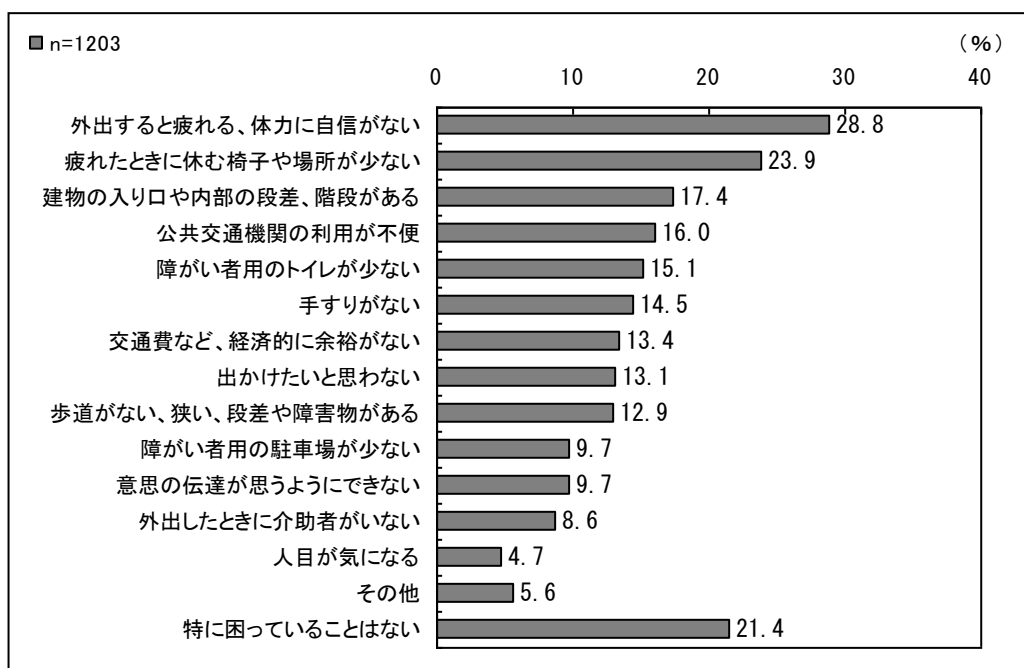
障がいのある人が地域で生活していくために、鉄道やバスのほか歩道や建物の段差の解消、また憩いや交流の場となる公園整備などにおける障がいのある人の利用しやすさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

本市では、これまでもだれもが安心して外出でき、地域で活動できるバリアフリーのまちづくりを推進してきましたが、アンケート調査では、外出で困っていること・外出できない理由として、「建物の入り口や内部の段差、階段がある」（17.4%）、「公共交通機関の利用が不便」（16.0%）、「障がい者用のトイレが少ない」（15.1%）、「手すりがない」（14.5%）があげられています。

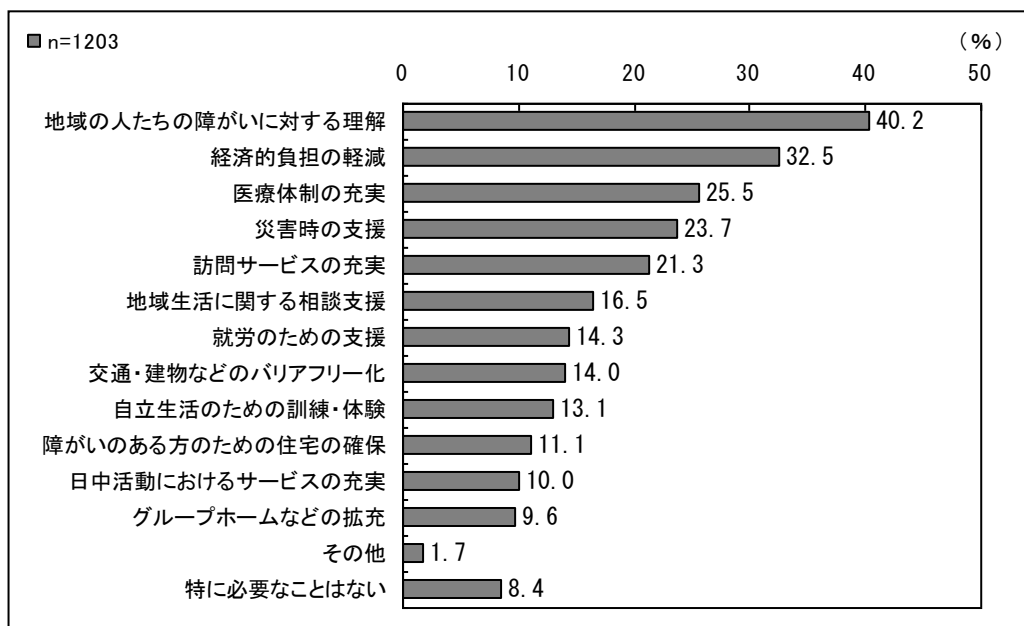
また、地域でより良く生活するために必要なこととして、「交通・建物などのバリアフリー化」と回答した人が14.0%という結果となっています。

障がい者のある人がよりよい環境で暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を建物や交通等に活かし、障がいや障がいのある人に対する理解を広める活動の継続はもちろん、障がいのある人の社会参加を一層進め、地域のだれもが暮らしやすいまちづくりをめざします。

[外出で困っていること・外出できない理由(全体/複数回答)]



[地域でより良く生活するために必要なこと(全体/複数回答)]



【目標】

- 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを計画的に推進する
- 「障がい福祉計画」に掲げる移動支援に係るサービスの整備目標を達成する
- 公共交通機関のバリアフリー化を促進する

【施策】

(1) 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

既存の施設については、だれもが安全で安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を推進します。

また、今後においては、ユニバーサルデザインの考え方を推進し、障がいのある人等すべての人が暮らしやすい人づくりやまちづくりを進めます。

(2) 安全な歩行空間等の整備促進

関係機関と連携を図りながら歩道の段差解消をはじめ、公共施設や駅構内の整備などバリアフリー化を促進します。また、公園や観光施設のバリアフリー化の推進と障がいのある人が利用しやすいトイレの設置を促進します。

(3) 民間構築物の整備改善の促進

不特定多数の者が利用する一定の構築物について、障がいのある人等すべての人が円滑に利用できるバリアフリー化、ユニバーサルデザインを促進します。

(4) 公共交通機関のバリアフリー化促進

公共交通機関については、電車やバスなどの交通事業者と協力しながら公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

2. 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実

【現状課題と施策方針】

障がいのある人が自立した日常生活や安心した社会生活を営むためには、防災・防犯対策が重要です。

本市では、阿波市防犯協会で各種啓発活動を行っているほか、市においては災害時要援護者台帳の作成など、防災・防犯対策の充実に努めています。

特に災害に関しては、近年、自然災害の増大により、防災に対する市民の関心が高まっていますが、防災マップの配布や、危険箇所等のホームページへの掲載を行うとともに、地域に密接した防災組織である自主防災組織の育成を図っています。

アンケート調査では、地震・火災などの緊急時の避難場所を知らないと回答した人が44.6%という結果となっています。また、地震・火災などの緊急時に援助してくれる家族又は近所の方がいないと回答した人は、14.0%という結果となっています。

障がいのある人自身の意識向上や地域における防災・防犯活動での障がいのある人に対する対応は初期段階での重要な要素であるため、安全・安心なまちづくりに向け、地域とともに支援体制の充実を図っていく必要があります。

[地震・火災時の避難場所の認知(全体、障がいの種類別)]

		知っている	知らない	無回答	n
(%)	全体	42.1	44.6	13.3	1203
障がいの種類	身体障がい	43.0	43.6	13.4	1021
	知的障がい	37.4	52.4	10.2	147
	精神障がい	30.0	40.0	30.0	20

[緊急時に援助してくれる家族等の有無(全体、障がいの種類別)]

		いる	いない	無回答	n
(%)	全体	74.2	14.0	11.7	1203
障がいの種類	身体障がい	75.6	12.9	11.5	1021
	知的障がい	69.4	19.0	11.6	147
	精神障がい	50.0	20.0	30.0	20

【目標】

○地域防災計画に基づき障がいのある人の特性に配慮した災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援体制を充実する

【施策】

(1) 防災・防犯意識の普及

市の広報紙、ホームページやCATVなど、多様な手段を通じて、防災・防犯意識の普及を図ります。

(2) 災害時の要援護者対策

災害等の緊急時に自力避難が困難と予想される障がい者に対し、安否確認や避難誘導が円滑に行われるよう、プライバシーに配慮しながら、要援護者台帳を充実させるなど、災害時に援護が必要な障がい者の把握に努めます。

(3) 災害時ボランティアコーディネーターの確保

大規模な災害発生時に、効果的な救援活動を行うためのボランティアコーディネーターを現場に配置できるよう、阿波市社会福祉協議会と連携を図り、災害時ボランティアコーディネーターの育成と確保に努めます。

(4) 福祉避難所の設置

災害時に障がい者等が安心して避難することができるよう、市内の福祉施設や公共施設等を福祉避難所として指定するなど、障がい者等が安心して避難できる場所の確保に努めていきます。

(5) 災害時要援護者の防火対策事業

障がい者、障害者福祉施設及び関係団体に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、防火・防災教室や研修会を開催し、防火・防災に関する知識・技術の普及啓発を図ります。

(6) 消費生活トラブルの防止

消費生活センターと連携し、悪徳商法の手口などの情報提供や消費者教育に取り組むとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。また、あわせて、悪徳商法に関する情報提供等を行います。

基本方針 4. 教育・育成の充実

1. 早期療育・障害児保育の充実

【現状課題と施策方針】

発達期にある乳幼児をはじめ、障がいのある子どもに対する適切な治療や指導訓練を行うことは、障がいの軽減や生活能力の向上につながります。

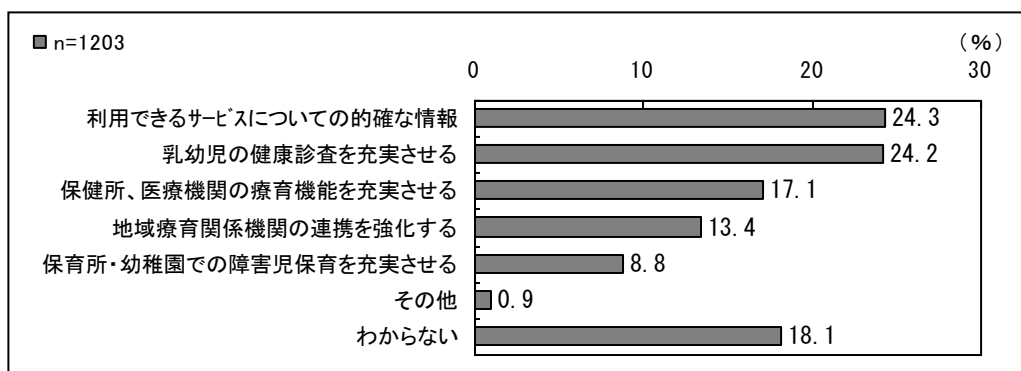
本市では毎月の広報紙により母子保健事業を周知するとともに、該当者には通知をして健診等の受診勧奨をし、健診内容を充実させています。また、療育相談、発達相談、ことばの相談等を行い障がいの早期発見・早期療育（支援）に努めています。

アンケート調査では、早期発見・早期療育のために必要なこととして、「利用できるサービスについての的確な情報」（24.3%）、「乳幼児の健康診査を充実させる」（24.2%）が上位となっており、サービスの周知や乳幼児健診の充実が求められています。

そのため、パンフレット配布などによる周知や正しい知識の普及に取り組むとともに、健康診査や保健指導の充実のほか、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携のもと、幼児期からの早期療育体制の充実に取り組んでいきます。

障がいのある子どもの保育については、市内の保育所や児童相談所、市の保健師等と連携をとりながら、子ども一人ひとりの特性に合った保育に取り組んでいます。今後も保護者に対して「障がい」や「障がい者」に対する理解を広めながら、ともに遊び、ともに学ぶ機会の創出に努め、保育内容を充実させていきます。

[障がいの早期発見・早期療育のために必要なこと(全体／複数回答)]



【目標】

- 早期療育体制を整え、障がいの軽減等につなげる
- 障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた学びやすい教育環境を整備する

【施策】

(1) 健康診査等の適切な実施

乳幼児の健康診査を実施し、日頃の保護者・家族の相談に応じ、適切な助言に努めます。

(2) 早期療育体制の充実

乳幼児健康診査後のフォロー体制（発達相談、療育相談、ことばの相談）の充実に努めます。

また、発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応に努めます。

(3) 療育体制の充実

在宅の障がいのある子どもとその保護者に対する、療育に関する相談や指導の充実に努めます。発達障がいのある子どもとその保護者に対する支援については、専門機関と連携し相談・指導等の支援体制の充実に努めます。

(4) 障害児保育の充実

保育園・幼稚園において障がいのある子どもの受け入れ体制を整備し、家庭や関係機関と連携しながら、ノーマライゼーションの理念をもとに保育できる体制の充実に努めます。

(5) 児童デイサービスの利用促進

障がいのある児童が早い段階から障がいや発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう、児童デイサービスの利用を促進します。

(6) 就学指導の充実

障がいのある子どもがそれぞれの障がいに応じた適切な教育を受けられるように、保護者に対して就学に関する相談支援を充実するとともに、就学前療育から学校教育へと適切につなぐため、保健・療育・教育の各分野の連携を強化します。

2. 障がいの特性に応じた教育の推進

【現状課題と施策方針】

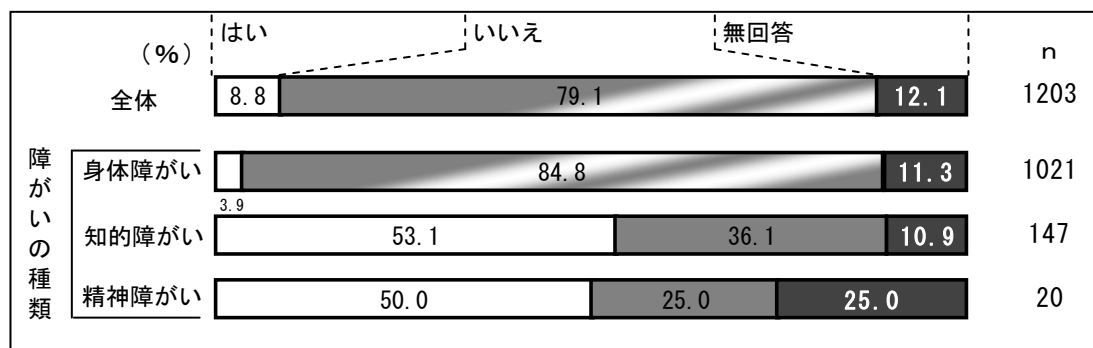
平成22年12月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律において発達障がいが障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。

障がいのある子どもの自立と社会参加を支援していくため、保育・教育の場における障がい児支援の一層の充実が求められています。一人ひとりの障がいの状況に応じた保育・教育により、その可能性や能力を最大限に高め、社会的に自立できるよう幅広い指導による支援が必要です。

アンケート調査では、1割近くの方がこれまで発達障がいと診断されたことがあると回答しています。

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症*などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもへの支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境の整備を図る必要があります。

[発達障がいと診断されたことがあるか(全体、障がいの種類別)]



【目標】

○障がいの特性に応じた教育環境づくり

【施策】

(1) 相談支援体制の整備

子どもの養育や教育に関してのさまざまな悩みをもつ親、保護者に対しての相談や支援体制の整備を促進します。

*高機能自閉症：高機能自閉症は、自閉症の症状があり、知的発達の遅れを伴わない場合をいう。

(2) 特別支援教育の推進

LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制を促進します。

(3) 専門性、指導力の向上

障がいの重複化、多様化等に対応できるよう教員や、関係者への研修実施による専門性、指導力の向上を図ります。

(4) 障がい児をもつ親の会への支援

障がい児や支援の必要な子どもを育てることの不安を軽減することを目的とする障がい児をもつ親の会に対し、情報提供や会のPRなどの活動支援に努めます。

(5) 学校施設におけるバリアフリーの推進

障がいのある子どもの学習環境を整えるため、小学校や中学校などのバリアフリー化に努めます。

基本方針5. 雇用・就業の支援充実

1. 就労の場の確保

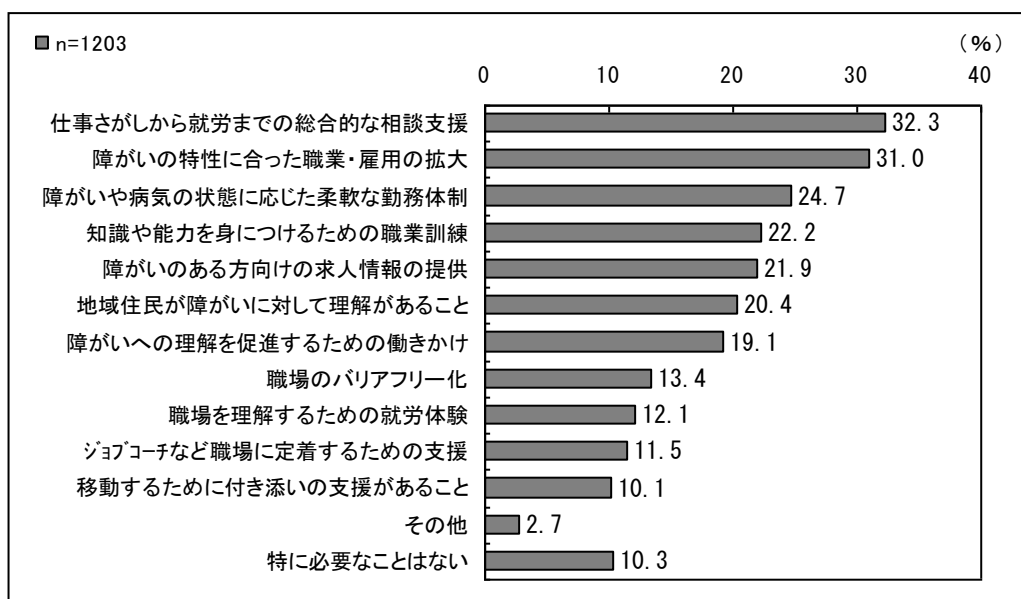
【現状課題と施策方針】

就労は障がいのある人の自立・社会参加のために最も重要な項目のひとつです。障がいの状態に応じ、能力を最大限発揮し、働けるよう、多様な働く場の確保が必要です。

アンケート調査では、一般就労するために必要な支援として、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」（31.0%）が上位回答にあげられています。

このため、国、県等との連携、福祉施策と雇用施策との連携を図りながら、就労先の開拓など、総合的な取り組みを図るとともに、企業に対して障がいのある人の雇用への理解を深めるための啓発を図る必要があります。

[一般就労するために必要な支援(全体／複数回答)]



【目標】

○「障がい福祉計画」に掲げる就労移行のためのサービスの整備目標を達成する

【施策】

(1) 「障がい者雇用支援月間」の啓発

毎年9月の障がい者雇用支援月間では、公共職業安定所と連携を図りながら、障がい者の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。

(2) 障がい者雇用の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、地方公共団体において、障がい者の雇用の促進に対し、理解・協力を求めるとともに、市役所を含め公的機関における障がい者の雇用の拡大を図ります。

(3) 各種助成制度の普及・啓発

公共職業安定所との連携のもと、企業や事業主に対して、「特例子会社制度」や各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。

2. 総合的な支援の充実

【現状課題と施策方針】

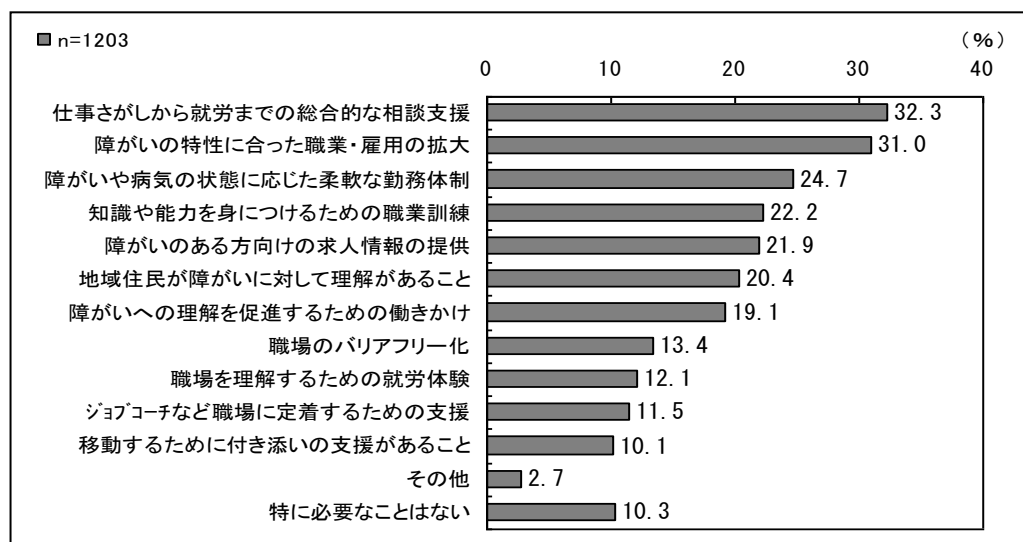
就労による自立をめざすためには特別支援学校等に在学中からの職業訓練や職業意識の醸成などが必要ですが、就労への支援だけでなく、生活の場の確保、金銭、健康の管理など相談事業も含めた総合的な支援が求められています。

市では、地域活動支援センターを2箇所設置し、創作的活動又は生産活動の機会を提供しているほか、社会適応訓練事業の実施などにより、就労に向けた支援に努めています。

アンケート調査では、一般就労するために必要な支援は、「仕事さがしから就労までの総合的な相談支援」(32.3%)、「障がいや病気の状態に応じた柔軟な勤務体制」(24.7%)、「知識や能力を身につけるための職業訓練」(22.2%)が上位回答にあげられています。

このため、就労への一環した支援と総合的な相談体制を整備するとともに、就職前から就職後の職場適応までの援助等を行う徳島障害者職業センターの活用など、障がいのある人がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう支援体制の充実に努めます。

[一般就労するために必要な支援(全体/複数回答)]



【目標】

○「障がい福祉計画」に掲げる就労支援のためのサービスの整備目標を達成する

【施策】

(1) 関係機関との連携による就労支援

就労を希望する障がい者やその家族から相談があった場合には、公共職業安定所や徳島障害者職業センター等の機関を紹介します。これら関係機関とは、情報を共有化し、共通認識を持つことで連携を図り、円滑な就職に導いていきます。

(2) 障害福祉サービスにおける就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者を対象に、一定期間を定め、生産活動、職場体験などの機会を提供するとともに、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練や求職活動に関する支援などを行います。また、地域活動支援センター等からの移行先として支援を行っていきます。

(3) 障害福祉サービスにおける就労継続支援

一般企業等での就労が困難な障がい者を対象に、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等の支援を行います。また、地域活動支援センター等からの移行先として支援を行っていきます。

基本方針 6. 保健・医療体制の充実

1. 障がいの早期発見体制の充実

【現状課題と施策方針】

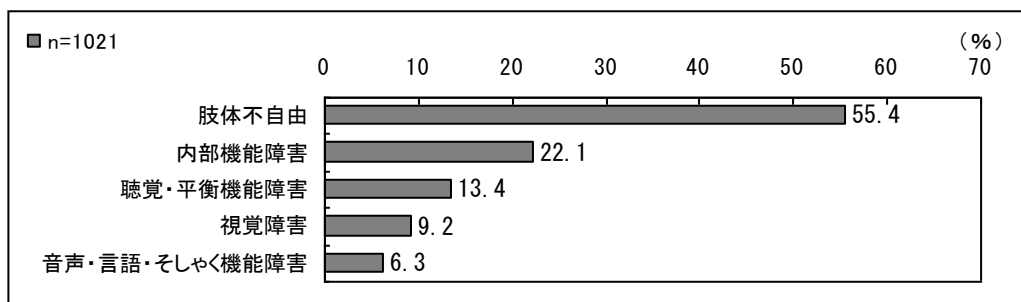
健やかで安心した生活を送るためには、障がいを予防することが重要であり、障がいの早期発見・療育への取り組みは、症状の悪化防止や軽減につながります。

本市では乳幼児健診や母子相談事業などを実施し、これらを通じて障がいの早期発見に努めていますが、周知活動とともに、未受診者の対策に取り組む必要があります。

アンケート調査では、身体障がいの種類は、「肢体不自由」（55.4%）や「内部機能障害」（22.1%）が上位となっています。これらの障がいは、心臓疾患や脳血管疾患が原因であることが考えられることから、若いうちからの生活習慣病予防対策が必要となっています。

そのため、パンフレット配布などによる周知や正しい知識の普及に取り組むとともに、健康診査や保健指導の充実のほか、保健・医療・福祉・教育の連携を密にし、早い段階で障がいを発見し、適切な療育につなげる一体的な体制の確保に努めていきます。

[身体障がいの種類(全体／複数回答)]



【目標】

○障がいを早期に発見する

【施策】

(1) 疾病等の予防・早期発見

妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査及び保健指導などの適切な実施に努めます。

(2) 保健指導の充実

障がいのために日常生活等に困難を感じている精神障害者や重度身体障害者に対する家庭訪問等による保健指導に努めます。

(3) 精神保健福祉事業の推進

こころの健康講演会をはじめとする市民に対する心の健康の保持・増進のための啓発を行うとともに、思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業を推進します。

2. 医療・リハビリテーションの充実

【現状課題と施策方針】

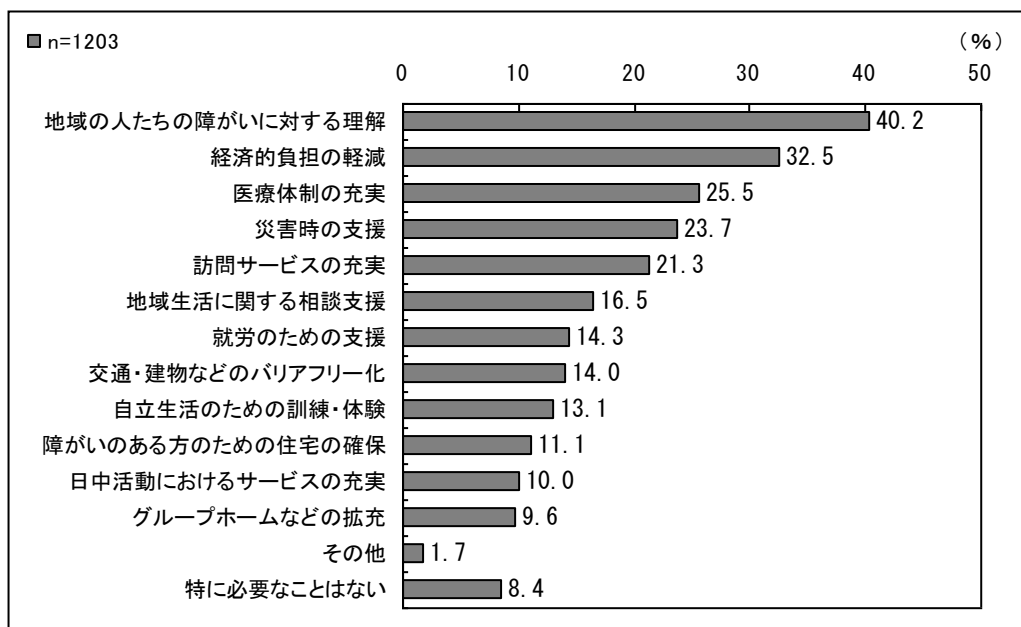
障がいは適切な時期に適切な医療・リハビリテーションを受けることで、症状の悪化防止や改善につながり、自立を促進するために重要となります。

また、近年著しく増加している生活習慣病については、あらゆる疾病につながるおそれがありますが、予防や早期発見、早期治療が可能であるため、生活習慣病予防対策の実施は効果的です。

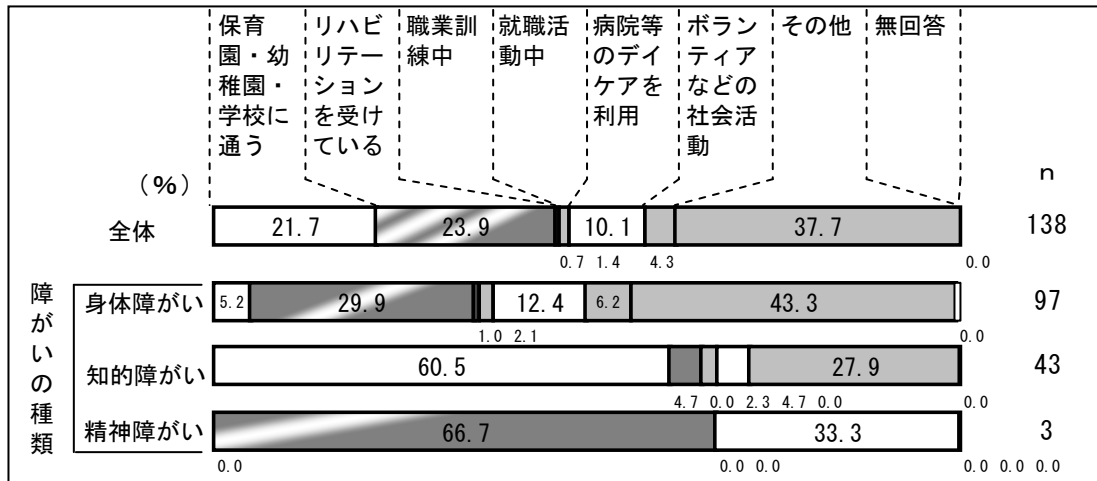
アンケート調査では、地域でより良く生活するために必要なこととして、「医療体制の充実」(25.5%)が上位回答となっているほか、日中の過ごし方として「その他」と回答した人の具体的な内容は、「リハビリテーションを受けている」(23.9%)が最も多くなっています。

障がいの症状悪化防止や改善、あるいは自立生活を促進するため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう地域医療の充実をめざす必要があります。

[地域でより良く生活するために必要なこと(全体/複数回答)]



【「その他」の人の日中の過ごし方(全体・障がいの種類別)】



【目標】

- 保健・医療・福祉の連携強化による在宅療養者の総合的な支援に努める
- 日常生活機能を高めるリハビリテーションの充実を図る

【施策】

(1) 医療体制の整備

医師会との連携のもと、市民が必要な時に適切な治療が受けられるように、診療機能の向上を働きかけるとともに、市内の医療機関や保健福祉サービスの関係機関等による地域医療ネットワークづくりを推進します。

(2) 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者に対して、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ります。

(3) 自立支援医療費の支給

18歳以上の身体障害者手帳を有する人を対象として、障がいの除去又は軽減、機能の回復等を行うことにより、その日常生活能力、社会生活能力、又は職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担します。(更生医療)

また、精神疾患により継続的に通院を要する人を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費(県)で負担します。(精神通院医療)

(4) 難病患者等への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の整備に努めます。

(5) 歯科診療体制の充実

歯科医師会と連携しながら、歯科への通院が困難な障がいのある人への診療支援として、訪問口腔ケアの推進に努めます。

(6) リハビリテーション体制の充実

障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練の充実を図ります。

また、介護保険制度との連携を図り、加齢にともなう身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションの充実を図ります。

基本方針 7. 情報提供・コミュニケーション支援の充実

1. コミュニケーション手段の充実

【現状課題と施策方針】

障がいの有無に関係なくすべての市民がともに理解し合い、ともに支え合う共生社会を築くため、すべての市民が個人として尊重し合う地域社会の実現を目標として、障害者自立支援法に基づく「コミュニケーション支援事業」をはじめ、「点字・声の広報等発行事業」の実施や障がい者に対するIT講習等を行ってきました。

障がい者の情報の収集と発信、コミュニケーションには大きなハンディがあることから、それぞれの障がいの特性に応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進めていきます。

【目標】

- 「障がい福祉計画」に掲げるコミュニケーション支援事業のためのサービスの整備目標を達成する

【施策】

(1) コミュニケーション支援事業

障害者自立支援法に基づき、聴覚や視覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介するために、手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業などを行います。

(2) 障がいのある人のIT活用の推進

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として「生活支援事業」において障がい者を対象としたIT講習の充実に努めます。

2. 情報提供体制の充実

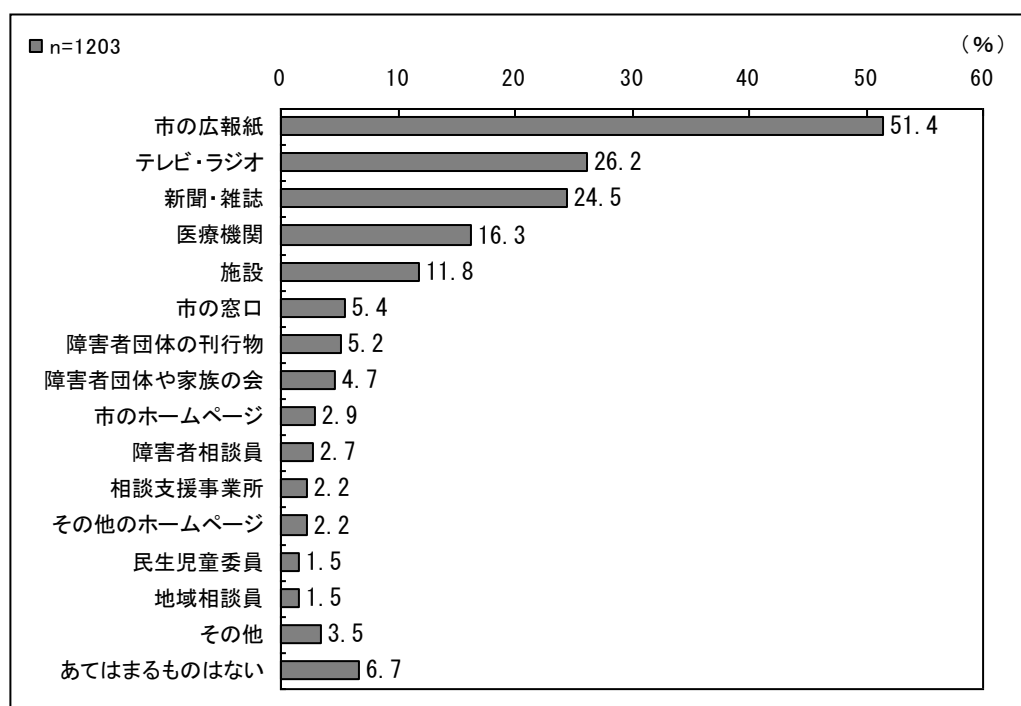
【現状課題と施策方針】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域生活に必要な適切な情報を得られることが必要です。

本市では、これまでも市広報紙や社会福祉協議会作成の「社協だより」等を通じて、障がい者施策に関する情報提供を行っていますが、障がいのある人のニーズが多様になる中、さらに充実した情報を提供していく必要があります。

アンケート調査では、福祉サービスの情報入手先として、「市の広報紙」（51.4%）や「テレビ・ラジオ」（26.2%）、「新聞・雑誌」（24.5%）をあげる人が多い状況です。このため、障がいのある人に配慮し、多様な手段による情報提供の一層の拡充を図るとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保・整備に努めることが必要です。

[福祉に関する情報の入手先(全体／複数回答)]



【目標】

○障がいのある人の情報バリアフリー化のための支援策を充実する

【施策】

(1) 各種広報媒体の活用

「点字・声の広報等発行事業」や市ホームページ、CATV等を活用し、障がい者施策に関する情報をわかりやすく伝えることができるように、内容の充実に努めます。情報を提供する際には、障がいのある人の利用が多い広報媒体、場所を重点的に活用し、情報提供窓口の充実に図ります。

(2) 情報の共有化

各関係機関が連携し、保健・医療・福祉・教育・就労・住宅等に関する情報の共有化、相互活用を図りながら、総合的な情報提供の充実に推進します。

(3) ホームページにおけるユニバーサルデザイン化の推進

市のホームページでは、ウェブアクセシビリティ[※]に配慮したホームページにリニューアルし、音声読み上げ機能やふりがな機能、文字の大きさ調整機能の充実などを行っており、今後もだれも見やすく、利用しやすいホームページ作成を推進します。

※ウェブアクセシビリティ：障がい者や高齢者などを含めて、だれでもウェブサイトで提供されている情報に問題なくアクセスし、機能などを利用できること。

第3部 障がい福祉計画

第1章 サービスの利用状況と課題

1. 障害福祉サービスの利用状況と課題

第2期計画における見込み量に対する障害福祉サービスの実績値は、次の表のとおりです。

現在、市内には訪問系サービス事業所が10箇所あるなど、障がい者の地域生活において必要となるサービス提供事業者がある程度確保されていますが、訪問系サービスは、支給決定量に比べ実際の利用が少なかったこと等により、計画見込量と比較して実績値が少なくなっています。

今後も地域移行推進の観点からサービスの利用量の増加が予測されることから、事業者の確保が必要であるとともに、サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを利用できるように、サービスのさらなる周知が必要です。

また、サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていく必要があります。

日中活動系サービスは、旧体系サービスの移行状況等の要因から生活介護の実績値は計画見込量と比較し低くなっていますが、新体系への移行もかなり進んできました。

引き続き、利用ニーズを把握し、サービス利用を希望する障がい者が各種サービスを利用できるようにするとともに、利用者に対しサービスの内容や利用に関する情報の提供が必要です。

居住系サービスについては、市内に共同生活援助及び共同生活介護は整備されていないため、事業者参入を支援し、利用者が必要とするときに利用できるよう、受け入れ体制を整備する必要があります。また、旧体系サービスの移行状況等の要因から施設入所支援の実績値は計画見込量と比較し低くなっていますが、新体系への移行もかなり進んできたため、引き続き、既存施設と連携を図りながら、サービス需要に適切に対応する必要があります。

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	21年度	22年度	23年度	
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	①計画値	35	107	138
		②実績値	36	45	
		②/①	102.9%	42.1%	
	時間/月	①計画値	8,894	9,265	9,636
		②実績値	6,332	7,442	
		②/①	71.2%	80.3%	0.0%

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	21年度	22年度	23年度	
生活介護	人/月	①計画値	35	107	138
		②実績値	35	82	
		②/①	100.0%	76.6%	
	人日/月	①計画値	9,240	28,248	36,432
		②実績値	7,599	18,425	
		②/①	82.2%	65.2%	
自立訓練(機能訓練)	人/月	①計画値	1	2	2
		②実績値	0	0	
		②/①	0%	0%	
	人日/月	①計画値	0	0	0
		②実績値	0	8	
		②/①	0%	0%	
自立訓練(生活訓練)	人/月	①計画値	8	13	21
		②実績値	6	6	
		②/①	75.0%	46.2%	
	人日/月	①計画値	2,112	3,432	5,544
		②実績値	680	223	
		②/①	32.2%	6.5%	
就労移行支援	人/月	①計画値	6	13	14
		②実績値	2	6	
		②/①	33.3%	46.2%	
	人日/月	①計画値	1,188	2,574	2,772
		②実績値	284	843	
		②/①	23.9%	32.8%	
就労継続支援 (A型=雇用型)	人/月	①計画値	4	4	5
		②実績値	5	6	
		②/①	125.0%	150.0%	

サービス名	単位		21年度	22年度	23年度
	人日/月	①計画値	960	960	1,200
		②実績値	855	807	
		②/①	89.1%	84.1%	
就労継続支援 (B型=非雇用型)	人/月	①計画値	8	30	53
		②実績値	3	33	
		②/①	37.5%	110.0%	
	人日/月	①計画値	2,112	7,920	13,992
		②実績値	366	5,910	
		②/①	17.3%	74.6%	
療養介護	人/月	①計画値	4	4	15
		②実績値	4	3	
		②/①	100.0%	75.0%	
児童デイサービス	人/月	①計画値	35	38	41
		②実績値	40	40	
		②/①	114.3%	105.3%	
	人日/月	①計画値	1,596	1,732	1,869
		②実績値	1,286	1,374	
		②/①	80.6%	79.3%	
短期入所	人/月	①計画値	29	33	37
		②実績値	27	25	
		②/①	93.1%	75.8%	
	人日/月	①計画値	609	693	777
		②実績値	616	389	
		②/①	101.1%	56.1%	

(3) 居住系サービス

サービス名	単位		21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	人/月	①計画値	23	33	58
		②実績値	20	23	
		②/①	87.0%	69.7%	
施設入所支援	人/月	①計画値	23	66	95
		②実績値	23	55	
		②/①	100.0%	83.3%	

(4) 指定相談支援

サービス名	単位		21年度	22年度	23年度
指定相談支援	人/月	①計画値	1	2	3
		②実績値	0	1	
		②/①	0.0%	50.0%	

2. 地域生活支援事業の利用状況と課題

第2期計画における見込み量に対する地域生活支援事業として行った事業の実績値は、以下の表のとおりです。

地域生活支援事業については、サービス提供事業者の協力のもと、5つの必須事業とその他の任意事業を含め、幅広く実施しています。

相談支援事業は、現在、3箇所で行っており、障がい者のさまざまな相談への対応を進めていますが、相談内容の複雑化や対応困難事例の増加がみられるため、「障がい者自立支援協議会」のさらなる活用が必要となっています。

(1) 相談支援事業

サービス名	単位		21年度	22年度	23年度
障がい者相談支援事業	箇所数	①計画値	3	3	3
		②実績値	3	3	
		②/①	100.0%	100.0%	
市町村相談支援機能強化事業	箇所数	①計画値	1	1	1
		②実績値	1	1	
		②/①	100.0%	100.0%	
成年後見制度利用支援事業	箇所数	①計画値	-	-	-
		②実績値	0	0	
		②/①	0.0%	0.0%	

(2) コミュニケーション支援事業

事業名	単位		21年度	22年度	23年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	箇所数	①計画値	-	-	-
		②実績値	1	1	
		②/①	-	-	
	人/年	①計画値	4	5	4
		②実績値	3	4	
		②/①	75.0%	80.0%	

(3) 日常生活用具給付等事業

事業名	単位		21年度	22年度	23年度
日常生活用具給付等事業	件数/年	①計画値	1,107	1219	976
		②実績値	980	929	
		②/①	88.5%	76.2%	

(4)移動支援事業

事業名	単位	21年度	22年度	23年度	
移動支援事業	箇所数	①計画値	—	—	—
		②実績値	19	16	
		②/①	118.8%	94.1%	
	人/年	①計画値	104	114	111
		②実績値	121	130	
		②/①	116.3%	114.0%	
	時間/年	①計画値	4,562	5,269	4,116
		②実績値	4,165	4,113	
		②/①	91.3%	78.1%	

(5)地域活動支援センター事業

事業名	単位	21年度	22年度	23年度	
地域活動支援センター	箇所数	①計画値	3	3	2
		②実績値	3	3	
		②/①	100.0%	100.0%	
	人/年	①計画値	55	61	55
		②実績値	77	66	
		②/①	140.0%	108.2%	

(6)その他の事業

事業名	単位	21年度	22年度	23年度	
福祉ホーム利用費助成事業	箇所数	①計画値	—	—	—
		②実績値	1	1	
		②/①	—	—	
	人/年	①計画値	1	2	2
		②実績値	1	1	
		②/①	100.0%	50.0%	
更生訓練費給付事業	箇所数	①計画値	—	—	—
		②実績値	0	3	
		②/①	—	—	
	人/年	①計画値	—	—	—
		②実績値	0	14	
		②/①	—	—	

事業名	単位		21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	箇所数	①計画値	16	16	16
		②実績値	16	19	
		②/①	100.0%	118.8%	
	人/年	①計画値	—	—	—
		②実績値	33	26	
		②/①	—	—	
生活支援事業	箇所数	①計画値	—	—	—
		②実績値	4	4	
		②/①	—	—	
	人/年	①計画値	—	—	—
		②実績値	156	148	
		②/①	—	—	
社会参加促進事業	箇所数	①計画値	—	—	—
		②実績値	4	4	
		②/①	—	—	
	人/年	①計画値	—	—	—
		②実績値	282	243	
		②/①	—	—	

第2章 数値目標等の設定

1. 平成26年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、まずはこれらの課題に関し、平成26年度を目標年度として数値目標を設定します。

なお、第3期障がい福祉計画においては、同行援護の個別給付化、相談支援の充実（計画相談支援、地域相談支援〈地域移行支援・地域定着支援〉）が図られています。また、児童デイサービスについては、児童福祉法のもとでの対応になり除かれます。

数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成26年度末までに、第一期計画時点（平成17年10月1日）の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行することをめざします。

事項	数値	備考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	100人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	95人	平成26年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	5人 (5.0%)	平成17年10月1日時点の施設入所者数からの削減目標
【目標値】 地域生活移行者数	39人 (39.0%)	施設入所からGH・CH等へ移行した人の数で平成17年10月1日時点の施設入所者数の削減目標

(2) 福祉施設から一般就労への移行

今後も福祉施設から一般就労に移行することをめざします。

事項	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	5人 (5.0倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数で平成17年10月1日時点の目標

(3) 就労移行支援事業の利用者数

障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援事業利用者の割合の増加をめざします。

事項	数値	備考
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	243 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	10 人 (4.1%)	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する人の目標

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみである就労継続支援（A型）事業利用者の割合の増加をめざします。

事項	数値	備考
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	9 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	63 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	72 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人の数
【目標値】 平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	12.5%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

2. 障害福祉サービス

第2期の利用実績をもとに、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活移行数、福祉施設から一般就労者数等を総合的に勘案して、障害福祉サービスの見込量を定めました。

(1) サービスの整備目標

■障害福祉サービスと相談支援の必要な見込量（月あたり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	59	64	68
	時間	11,741.0	12,736.0	13,532.0
生活介護	人	137	142	147
	人日	36,168	37,488	38,808
自立訓練（機能訓練）	人	6	4	5
	人日	1,122	748	935
自立訓練（生活訓練）	人	4	4	4
	人日	240	240	240
就労移行支援	人	9	9	10
	人日	2,250	2,250	2,500
就労継続支援（A型）	人	7	8	9
	人日	1,526	1,744	1,962

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援（B型）	人	55	59	63
	人日	14,520	15,576	16,632
療養介護	人	3	14	14
短期入所（ショートステイ）	人	33	37	41
	人日	1,584	1,776	1,968
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人	34	37	41
施設入所支援	人	99	97	95
計画相談支援	人	42	87	393
地域移行支援	人	3	7	12
地域定着支援	人	1	2	3

（２）見込量確保のための方策

①訪問系サービスの強化

○今後も地域移行の推進の観点からサービスの利用量の増加が予測されるため、事業者の確保に努めるとともに、サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを利用できるように、サービスの周知に努めます。

○サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

②日中活動系サービスの強化

○生活介護など、利用ニーズの把握に努めるとともに、サービス利用を希望する障がい者が各種サービスを利用できるように努めます。また、利用者に対しサービスの内容や利用に関する情報の提供を図ります。

○障がいのある人への就労を支援するため、利用者に対しサービスの内容や利用に関する情報の提供を図るとともに、社会福祉法人やNPO法人等に広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進します。

○障がいのある人の就労機会を拡大するため、公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、事業所に対する啓発を図るとともに、障がいのある人への効果的な雇用情報の提供に努めます。

○介護者の疾病などで一時的に介護が困難となった家庭などを支援するため、民間事業者へ働きかけ、短期入所（ショートステイ）の体制充実を図ります。

③居住系サービスの強化

○居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームやケアホームの整備について事業所への働きかけを行うとともに、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めていきます。

○地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、既存施設と連携を図りながら、施設入所サービス需要に適切に対応していきます。

④相談支援体制の充実・強化

○障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、身近な地域で相談支援が適切に実施できる体制を整備するとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するための、自立支援協議会の活性化等を促進していきます。

3. 地域生活支援事業

(1) サービスの整備目標

第2期の利用実績をもとに、障がい者のニーズを勘案して地域生活支援事業の必要な見込量を定めました。

■地域生活支援事業の必要な見込量

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業				
相談支援事業		4	4	4
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3
障がい者自立支援協議会	箇所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1
コミュニケーション支援事業 (要約筆記奉仕員派遣・手話通訳者派遣)	件	5	5	6
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者設置事業)	箇所	0	0	0
日常生活用具給付事業				
介護・訓練支援用具	件	3	4	4
自立生活支援用具	件	4	4	5
在宅療養等支援用具	件	6	6	7
情報・意思疎通支援用具	件	4	4	5
排泄管理支援用具	件	1,008	1,058	1,112
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	2

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	箇所	16	16	16
	人/月	78	78	80
地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人/月	32	33	35
福祉ホーム利用費助成事業	箇所	1	1	1
	人/月	1	1	2
更生訓練費給付事業	人/月	4	4	5
生活支援事業 (生活訓練等事業)	箇所	3	3	3
生活支援事業 (本人活動支援事業)	箇所	1	1	1
日中一時支援事業	箇所	18	18	18
	人/月	13	13	14
社会参加促進事業 (スポーツ・レクリエーション教室開催等事業)	回	2	2	2
社会参加促進事業 (芸術・文化講座開催等事業)	回	0	0	0
社会参加促進事業 (声の広報等発行事業)	発行数 (回/月)	1	1	1
社会参加促進事業 (手話奉仕員養成講座事業)	箇所	0	1	1
	人	0	6	8

(2) 見込量確保のための方策

①相談支援事業

○3箇所の相談支援事業所において、引き続き障がいのある人やその家族、支援者等を対象とする相談事業を実施し、障がいのある人の地域における生活を総合的にサポートします。

○「障がい者自立支援協議会」を活用し、困難事例への対応のあり方等を協議、調整するとともに、各相談支援事業所が連携を取って、困難ケースへの対応等を行いスキルアップを図ります。

○成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の利用が必要な人を支援し、権利擁護の充実に努めます。

②コミュニケーション支援事業

○社会福祉協議会などとの連携により、手話通訳者や要約筆記者などのボランティア養成に努め、きめ細かなサービス提供体制を整備していきます。

○障がいのある人に対し、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

③日常生活用具給付等事業

○障がいのある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

④移動支援事業

○障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、事業者での専門的人材の確保や質的向上を働きかけていきます。

○制度の周知やサービス提供を行う事業者の確保に努め、より利用しやすい制度としていきます。

⑤地域活動支援センター

○今後も地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応などの支援事業を展開します。

⑥その他の事業

○制度の周知やサービス提供を行う事業者の確保に努め、より利用しやすい制度としていきます。

○日中一時支援事業は、障がいのある方の日中における活動の場を確保する重要なサービスであることから、今後の利用希望者の動向を踏まえ、利用者が必要とするときに利用できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。

4. サービスの内容

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」（ホームヘルプ）のほか、重度障がいのある人に配慮して創設された「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービスがあります。

①居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排泄、食事の介護を行います。

②重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。

④行動援護

重度の知的障害、又は重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

①生活介護

昼間、障がい者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。

④就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

⑥療養介護

医療と常時介護が必要な障がい者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

⑦短期入所

居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援のサービスがあります。

①共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を行います。

②共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に、共同生活を営む住居で、食事や入浴、排せつの介護を行います。

③施設入所支援

日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している障がい者が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。

(4) その他のサービス

その他のサービスには、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

①計画相談支援

障害福祉サービス又は地域移行支援、地域定着支援を利用する障がい者について、サービスの利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証や利用計画の見直しを行います。

②地域移行支援

障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障害者のうち、地域生活への移行が可能な人について、住居の確保や地域における生活に移行するための相談等を行います。

③地域定着支援

居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者について、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問等を行います。

(5) 地域生活支援事業

市町村の判断によって実施が求められている「地域生活支援事業」について、平成18年から実施している事業は、次のとおりです。

①相談支援事業

障がい者本人、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うサービスです。

②コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業などを実施し、他人との意思疎通の仲介を行う事業です。

③日常生活用具給付等事業

重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者に対して、日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付又は貸与し、自立した生活を促進する事業です。

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援する事業です。

⑤地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業です。

あわせて、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地域における生活支援を促進します。

【その他の事業】

①福祉ホーム利用費助成事業

福祉ホームを利用する障害者に対し、利用費の一部を助成する事業です。

②更生訓練費給付事業

就労移行支援・自立訓練・身体障害者更生援護施設に入所・通所している人に、訓練に必要な費用を支給する事業です。

③生活支援事業

日常生活上、必要な訓練・指導などの支援を行うことにより、生活の質の向上を図る事業です。

本市では、「生活訓練等事業」、「本人活動支援事業」を実施します。

④日中一時支援事業

障害のある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う事業です。

⑤社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動を行うことにより、障がい者の社会参加を促進する事業です。

本市では以下の事業を実施します。

《スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業》

第3章 障がい児支援のための計画的な基盤整備

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の公布に伴う児童福祉法の一部改正等により、障がい児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されることとなります。また、あわせて18歳以上の障害児施設入所者については、他の障がいのある人と同様に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにより対応するなどの見直しを図られます。

児童福祉法を基本として、身近な地域での障害児支援の充実を図るために、障害者福祉、児童福祉、保健福祉の連携体制をさらに深めていきます。また、障がいのある子どもが身近に相談できる障害児相談支援事業者を確保するとともに、保育所や幼稚園に通う障がいのある子どもに対する訪問支援や通所サービス利用の障がいのある子どもへの支援、学齢期の障がいのある子どもに対する放課後や長期休暇中の自立の促進を図る放課後等デイサービス等の事業展開を図りつつ、障害児通所支援の整備を含む市の療育システムの再構築に努めていきます。

資料編

1. 計画の策定経過

開催日	会議名等	内容
平成 23 年 7 月	障害者アンケート調査の実施	◆身体障害者（手帳所持者）、知的障害者（手帳所持者）、精神障害者（手帳所持者）の方を対象に実施（郵送法） ◆2,611 票配布、うち回収 1,203 票
平成 23 年 11 月 21 日	第 1 回策定委員会	協議事項 （1）アンケート調査結果の報告について （2）今後のスケジュールについて （3）その他
平成 24 年 2 月 3 日	第 2 回策定委員会	協議事項 （1）障がい者計画・第 3 期障がい福祉計画（素案）について （2）その他
平成 24 年 2 月 27 日 ～3 月 8 日	パブリックコメントの実施	市ホームページを活用した障がい者計画・第 3 期障がい福祉計画（素案）に関する住民意見の聴取
平成 24 年 3 月 21 日	第 3 回策定委員会	協議事項 （1）障がい者計画・第 3 期障がい福祉計画（素案）について（最終） （2）その他

2. 阿波市障がい者計画・第3期障がい福祉計画策定委員会名簿

	所属	役 職	氏 名
1	阿波市医師会	会 長	大久保 卓
2	阿波市身体障害者会	会 長	◎篠原 次男
3	阿波市手をつなぐ育成会	会 長	○福井 公子
4	精神障害者ひまわり家族会	会 長	橋詰 裕堆
5	中央広域障害者生活支援センター はくちょう	所 長	原 宗一
6	指定障害福祉サービス事業所 れもん吉野	施設長代理	武知 理絵
7	地域活動支援センター 特定非営利活動法人 アスカ	理事長	笠井 光顕
8	ワークセンター スマイル	理事長	松野 八重子
9	阿波市民生児童委員連絡協議会	会 長	沖津 正紀
10	阿波市社会福祉協議会	事務局長	岡本 道子
11	阿波市議会文教厚生委員会	委員長	江澤 信明
12	阿波市教育委員会	教育長	板野 正
13	阿波市健康福祉部	部 長	松永 恭二
14	阿波市福祉事務所	所 長	林 正二

※ ◎:委員長、○:副委員長

※ 敬称略、順不同

3. 阿波市障害者計画・第3期障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画および障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画(以下「計画」という。)における阿波市第3期障害福祉計画を策定するにあたり、阿波市第3期障害福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 障害者をめぐる現状と課題。
- (2) 計画を策定するための基本事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (3) 計画案の策定に関すること。
- (4) その他、計画の策定にあたり必要と認められること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療及び福祉関係代表者
- (2) 障害者関係団体代表者
- (3) 障害者施設関係代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が適当と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、策定委員会を統括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、阿波市社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定が完了したときに効力を失う。

阿波市障がい者計画（第2次）・障がい福祉計画（第3期）
平成24年3月

【編集・発行】

阿波市 健康福祉部
福祉事務所 社会福祉課

住 所 〒771-1695

徳島県阿波市市場町市場字上野段 385 番地 1

TEL 0883-36-6812

FAX 0883-36-5112